令和５年（2023年）集団指導資料
（介護保険サービス事業者資料）

目　次

１　令和5年度越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　実地指導の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　令和3年度報酬改定に伴う改正事項の経過措置期間の終了について　・・・・・・・・４

４　介護人材確保・定着促進事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　サービス事業所等の管理者の兼務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

６　社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担額軽減制度について・・・　１０

７　高齢者虐待について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

８　社会福祉施設等における火災予防対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

９　お泊りデイサービスに係る消防法の規制について・・・・・・・・・・・・・・・・２６

10　住宅用火災警報器の設置及び維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

11　社会福祉施設等に関連する消防法の用途分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

12　高齢者福祉施設等における救急ガイドブック・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

13　社会福祉施設等での感染症発生時の対応と予防について・・・・・・・・・・・・・５２

14　越谷市入退院支援ルールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６

15　「通院・入院時あんしんセット」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９

16　生活保護法による指定介護機関のみなさまへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１

17　介護スキルアップ講習のチラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０

越谷市　福祉部　福祉総務課

令和５年度　越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画

令　５　年　４　月
越谷市福祉部福祉総務課

越谷市が所管する社会福祉法人並びに社会福祉施設及びサービス事業所の適正な運営確保を目的とした指導監査を実施するための計画を次のとおり定める。

１　実施方針

（１）利用者の立場に立った指導監査

利用者に安心かつ安全なサービスが提供されるよう、社会福祉施設及びサービス事業所の運営管理について適切な支援を行う。

（２）効率的・効果的な指導

指導の効率化及び指導時の文書削減を図りつつ、サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現）、利用者の保護、不適正事案等の防止に効果的な実地指導を行う。

（３）改善の徹底、機動的な監査

指導事項の改善が確認できない場合は、必要に応じて責任者の呼び出し、連続した指導・監査などの措置を講じ改善の徹底を図る。また、苦情・通報、事故報告等により、著しい運営基準違反及び給付費の不正請求等が疑われる場合は、迅速な特別指導監査及び監査を実施するなど機動的に対応する。

２　重点事項

（１）社会福祉法人

重点事項	着眼点
理事会等運営	決議にあたり、特別の利害関係を有する役員等の存否を確認しているか。
役員等改選	各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行っているか。
会計管理	契約の手続き（例：随意契約）が経理規程に則り適正に行われているか。

（２）社会福祉施設・サービス事業所

重点事項	着眼点
事故防止・安全計画等	研修実施、委員会開催など事故防止に最善の注意を払うとともに、事故が発生した場合の体制を整備し、原因分析や再発防止策の検討を行っているか。関係機関に速やかに事故報告を行っているか。安全計画に基づく対応を行っているか。
虐待防止・身体拘束廃止	研修実施、委員会開催など虐待防止・身体拘束廃止に向けた具体的かつ効果的な取組を行っているか。利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めているか。
非常災害対策	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の徹底を図るため、地域の環境を踏まえた非常災害対策計画の策定や避難訓練を行っているか。
感染症対策	感染症の予防、まん延防止策を適切に行っているか。
業務管理体制整備	新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届を適正な機関に遅滞なく行っているか。

３　一般指導監査・指導（定期実地指導）　対象・実施時期

令和５年６月～令和６年３月に、次の事業者を対象に一般指導監査及び指導（実地指導）を実施する。

（令和５年４月末日時点）

種別		総数	対象数	実施周期（原則）
社会福祉法人		２０	７	３年に１回
社会福祉施設・サービス事業所	老人福祉施設 介護保険サービス	６１６	１４７	３～６年に１回
	障害者支援施設 障害福祉サービス	３７６	１３３	３年に１回
	児童福祉施設 保育サービス	１９３	１０３	１～６年に１回

以上

2

実地指導の流れ

越谷市

事業者

日程調整	・実地指導の概ね１か月前までに日程調整のための電話連絡をします。 ・原則として午前又は午後の半日単位で実施します（規模等により異なる）。
実施通知	・事業所（管理者宛）に実施通知を送付。 ・実施通知の中に「事前提出資料」及び「当日準備資料」が記載してあります。
準　備	・自主点検表は、越谷市公式ホームページに掲載している様式で作成。 ・自主点検表及び事前提出資料は２セット作成し、１部は事業所保管分、１部は市に提出。 ・「当日準備資料」は、必要に応じて当日、確認する資料ですので、当日に求められたらすぐに取り出せるように整理しておいてください。
事前提出	・自主点検表を含む事前提出資料を実地指導の約２週間前（通知の中に指定のあった日）に提出してください。
実地指導当日対応	・当日は原則として市職員２～３人で伺います（規模等により異なる）。 ・当日の対応者は、管理者又はサービス管理責任者など、人員体制や運営全般、サービス提供、報酬請求について御説明いただける方（１人以上）としてください。 ・必要に応じて他の従業者、場合によっては利用者から聞き取ることもあります。 ・当日の指導内容については、確実に記録し、改善に取り組んでください。 ・後日、市から問い合わせ、確認、口頭指導等がある場合もあります。
結果通知	・実地指導の結果は、指導事項の有無にかかわらず、翌月又は翌々月に送付します。
改善報告	・通知に記載された指導事項については、通知に記載してある報告期限（１～２か月後）までに、改善状況をまとめ、改善報告書を提出します。 ・通知の指導事項の改善が報告書で確認できたら、実地指導は完了となります。

令和３年度報酬改定に伴う改正事項の経過措置期間の終了について

令和３年度報酬改定に伴い、指定基準等においても改正されていますが、その中で下記に記載のとおり経過措置期間が設けられているものについて、令和６年３月３１日をもって経過措置期間が終了するため、各事業所におかれましては、各サービスの基準等が経過措置にかかっているかの有無をご確認いただくとともに、経過措置に該当する基準等がある場合は、対応（適合）しているかをご確認のうえ、適合できていない事項がある場合には経過措置期間の終了までにご対応をお願いいたします。

また、これとは別に一部令和９年３月３１日をもって経過措置期間が終了する事項もありますので、ご留意ください。

さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な取扱いやその他事項について、介護保険最新情報等が国から随時発出されるため、適宜介護保険最新情報等通知の内容についてのご確認及びご対応もお願いいたします。

≪令和６年３月３１日をもって経過措置期間が終了するもの≫

●感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけ。

●業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけ。

●高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ。

●認知症介護基礎研修の受講

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけ。

●口腔衛生管理の強化

基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を実施すること。

●栄養ケア・マネジメントの充実

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、管理栄養士（または栄養士）を配置するとともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うこと。

≪令和９年３月３１日をもって経過措置期間が終了するもの≫

（居宅介護支援）

●管理者の要件

居宅介護支援事業所の管理者は、常勤の主任介護支援専門員を配置する必要があるが、令和３年３月３１日までに指定を受けている居宅介護支援事業所については、令和３年３月３１日時点の管理者が引き続き管理者を行う場合に限り、令和９年３月３１日までの間は介護支援専門員を管理者とすることができる。

令和３年３月３１日時点の管理者を、令和３年４月１日以降に変更し、新たな管理者を配置する場合には、新たな管理者は主任介護支援専門員でなければならない。

なお、業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、主任介護支援専門員を管理者として配置することが望ましい。

※上記改正事項の詳細については、各サービス種別が該当する基準省令及び基準省令の解釈通知や令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（介護保険最新情報 Vol.941～）等をご確認ください。

介護人材確保・定着促進事業について

〇介護相談窓口

介護離職の防止等を目的として、介護事業所で働く従業員の方を対象とした介護相談窓口を、埼玉県立大学との共同事業により開設しています。

【担当窓口】※予約制　越谷市地域共生部　介護保険課　計画担当　電話 963 - 9305（直通）

【開設日時・場所】以下、表のとおり

開催日	開催場所	日中	夜間
4 月 17 日（月）	宅建会館 ２階会議室 A	10:00～12:00	19:00～21:00（教授）※
5 月 17 日（水）	宅建会館 ２階会議室 B	10:00～12:00（教授）	19:00～21:00
6 月 19 日（月）	宅建会館 ２階会議室 A	10:00～12:00	19:00～21:00（教授）
7 月 19 日（水）	宅建会館 ２階会議室 A	10:00～12:00（教授）	19:00～21:00
8 月 21 日（月）	宅建会館 ３階会議室 B	10:00～12:00	19:00～21:00（教授）
9 月 20 日（水）	第三庁舎 5 階 会議室１１	10:00～12:00（教授）	19:00～21:00
10 月 16 日（月）	宅建会館 ２階会議室 A	10:00～12:00	19:00～21:00（教授）
11 月 15 日（水）	未　定	10:00～12:00（教授）	19:00～21:00
12 月 18 日（月）		10:00～12:00	19:00～21:00（教授）
1 月 17 日（水）		10:00～12:00（教授）	19:00～21:00
2 月 19 日（月）		10:00～12:00	19:00～21:00（教授）
3 月 18 日（月）		10:00～12:00（教授）	19:00～21:00

※（教授）の記載の日時については県立大学教授との面談を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて同席できない場合があります。その場合は市職員のみの対応となります。なお、（教授）の記載がない日時については市職員のみとなります。

サービス事業所等の管理者の兼務について

介護保険法に定める居宅サービス事業所等の指定に係る管理者の他職務との兼務については、次のとおり取り扱うこととします。

指定を受けようとする場合等において十分に御留意ください。

〇兼務の基本的事項

ここにいう兼務とは、２つ以上の職務を行っている場合に、その勤務時間を分割することなく、勤務時間を通じて各々の職務を並行して行うことをいいます。

(例)居宅介護支援事業所において管理者と介護支援専門員を兼務する場合

・常勤管理者として週４０時間の勤務

・常勤介護支援専門員として週４０時間の勤務

上記２つの勤務が同時に成立する場合の取扱いとします。

〇兼務の基本的方針

（１）同事業所内での兼務の例

	居宅サービス事業所等の種別	兼務可能な職務の例
1	訪問介護（予防含む）	管理者とサービス提供責任者 （常勤の訪問介護員）
2	訪問看護（予防含む）	管理者と訪問看護員
3	通所介護（予防含む）	管理者と生活相談員
4	短期入所生活介護（予防含む） ※単独型設置の場合	管理者と生活相談員
5	特定施設入居者生活介護（予防含む）	管理者と生活相談員
6	福祉用具貸与（予防含む）	管理者と専門相談員
7	特定福祉用具販売（予防含む）	管理者と専門相談員
8	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	両事業所の管理者及び専門相談員
9	居宅介護支援	管理者と介護支援専門員
10	介護予防支援	管理者と担当職員
11	介護老人保健施設	管理者と医師
12	地域密着型通所介護（H28.4.1～）	管理者と生活相談員
13	認知症対応型通所介護（予防含む）	管理者と生活相談員

※介護職員、看護職員や機能訓練指導員等の直接処遇職員との兼務について指定基準や介護報酬に係る加算要件で、直接処遇職員がサービス提供時間中に専従となっている場合や、基準の員数しか配置していない場合（勤務時間の規定がないものを除く。)、当該直接処遇職員と管理者との兼務は管理上支障があると考えられるため認められません。

（２）他事業所との兼務

管理者同士の兼務のみ認める

（両事業所が同一敷地内にあるなどの地理的要件を満たした場合のみ）

(例)訪問介護事業所の管理者と通所介護事業所の管理者の兼務・・・認められる

訪問介護事業所の管理者と通所介護事業所の介護職員の兼務・・・認められない

※(１)及び(２)の両方を兼務することは認められません。

ただし福祉用具貸与（予防含む）及び特定福祉用具販売（予防含む）の管理者及び専門相談員の兼務については、その職務が類似している点が多いことから、例外的に認められています。

（例）

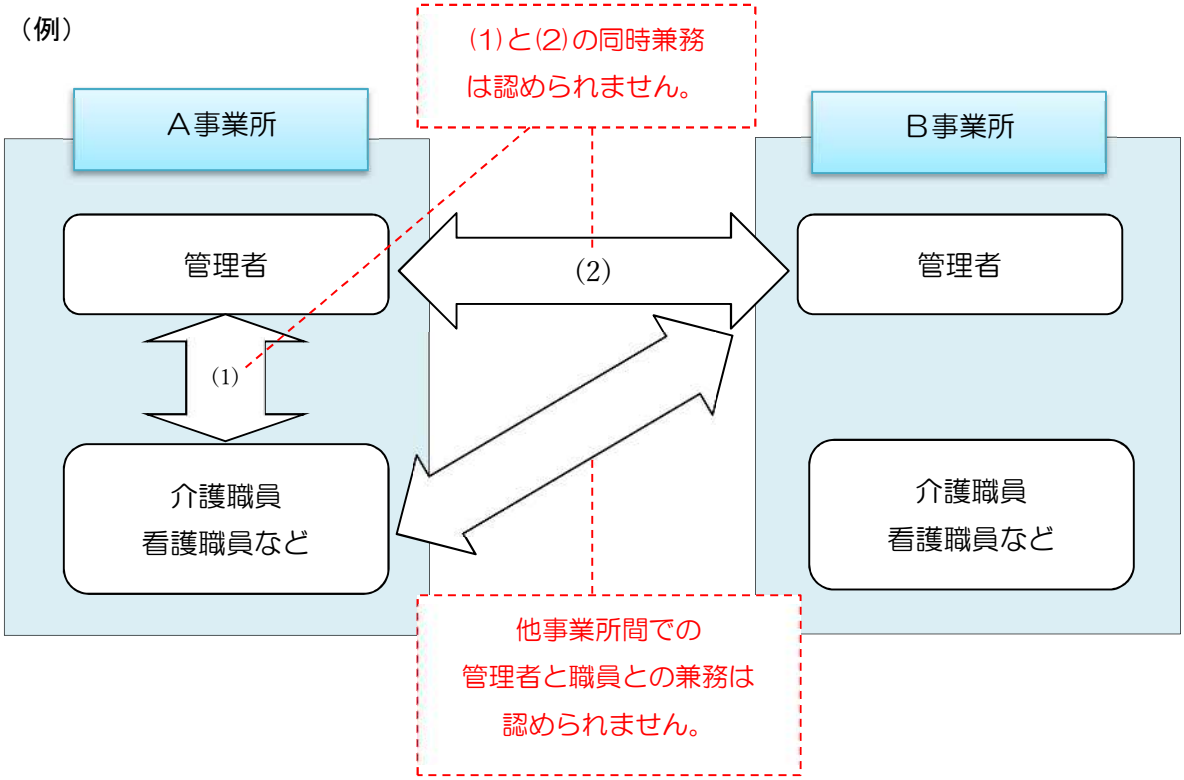

第９期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

令和５年度においては、令和６年度から令和８年度までの３か年を期間とする第９期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、第９期計画）を策定いたします。

第９期計画の策定に伴い、高齢者福祉や介護保険事業に関する状況の把握等のため、本年度においては、市内介護保険サービス事業所への照会等のご協力をいただく機会が増えることが想定されますが、何卒宜しくお願い致します。

社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担額軽減制度について

低所得で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの利用促進を図るために、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減するものです。

また、法人が軽減の際に負担した費用の一部は、公費で助成します。

制度の趣旨をご理解の上、軽減実施にご協力くださいますようお願いいたします。

○ 軽減される利用者負担

介護保険サービスに係る利用者負担（1割負担分）、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費

○ 利用者への軽減割合

利用者負担額の1／4（老齢福祉年金受給者は1／2）

（軽減確認証に記載されます。）

○ 対象者

市町村民税世帯非課税で、以下の要件を全て満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めたもの

① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

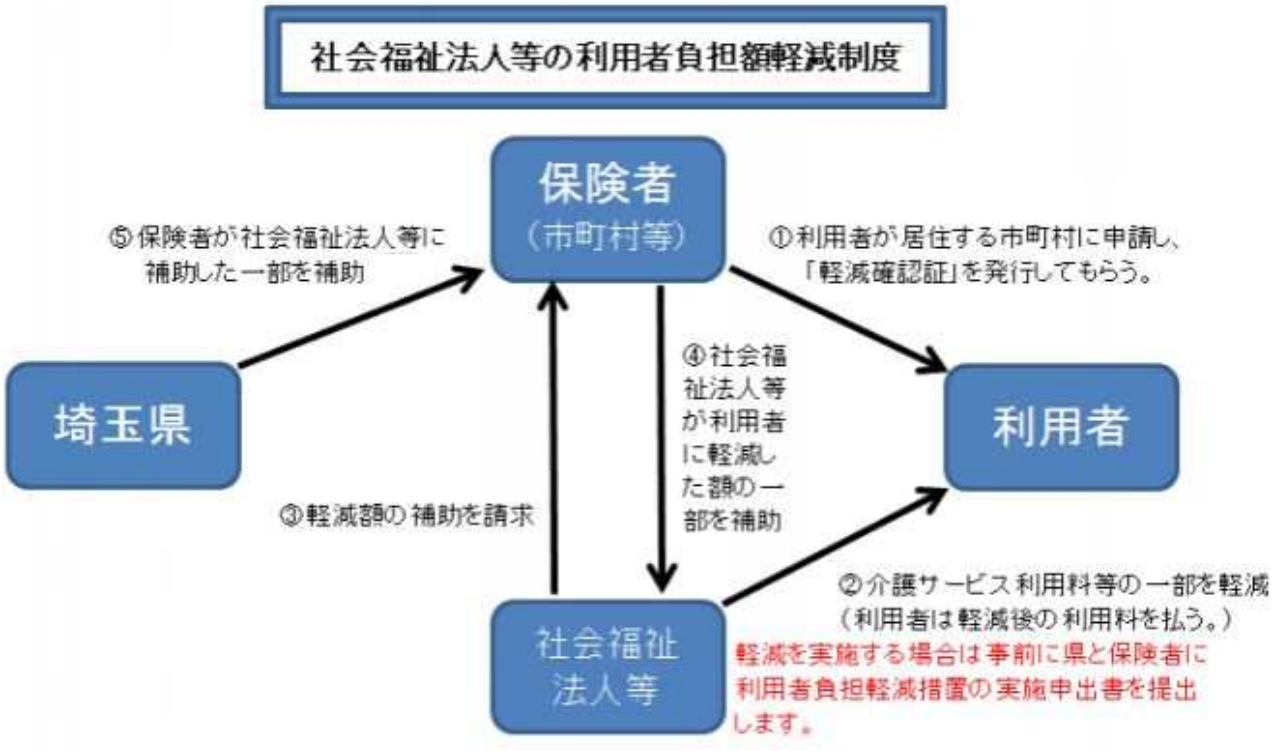

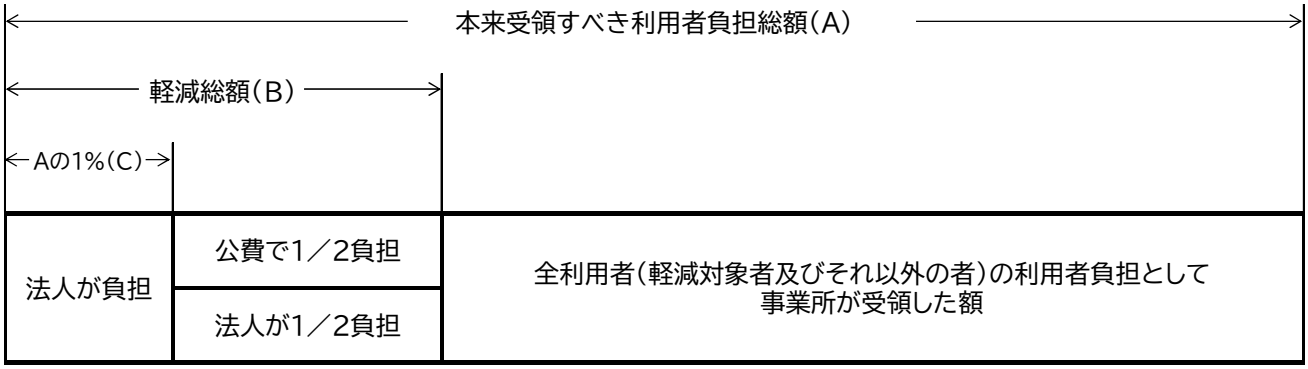

※上図は居宅サービスの例です。（特養については、BがAの10%を超えた場合、超過分が全額公費負担となります。）
※軽減総額（B）がAの1%（C）を超えない場合は、全額法人負担となります。

市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、高齢者虐待防止担当部署並びに当該養介護施設等の指導監査担当部署が協働して対応する必要があります。

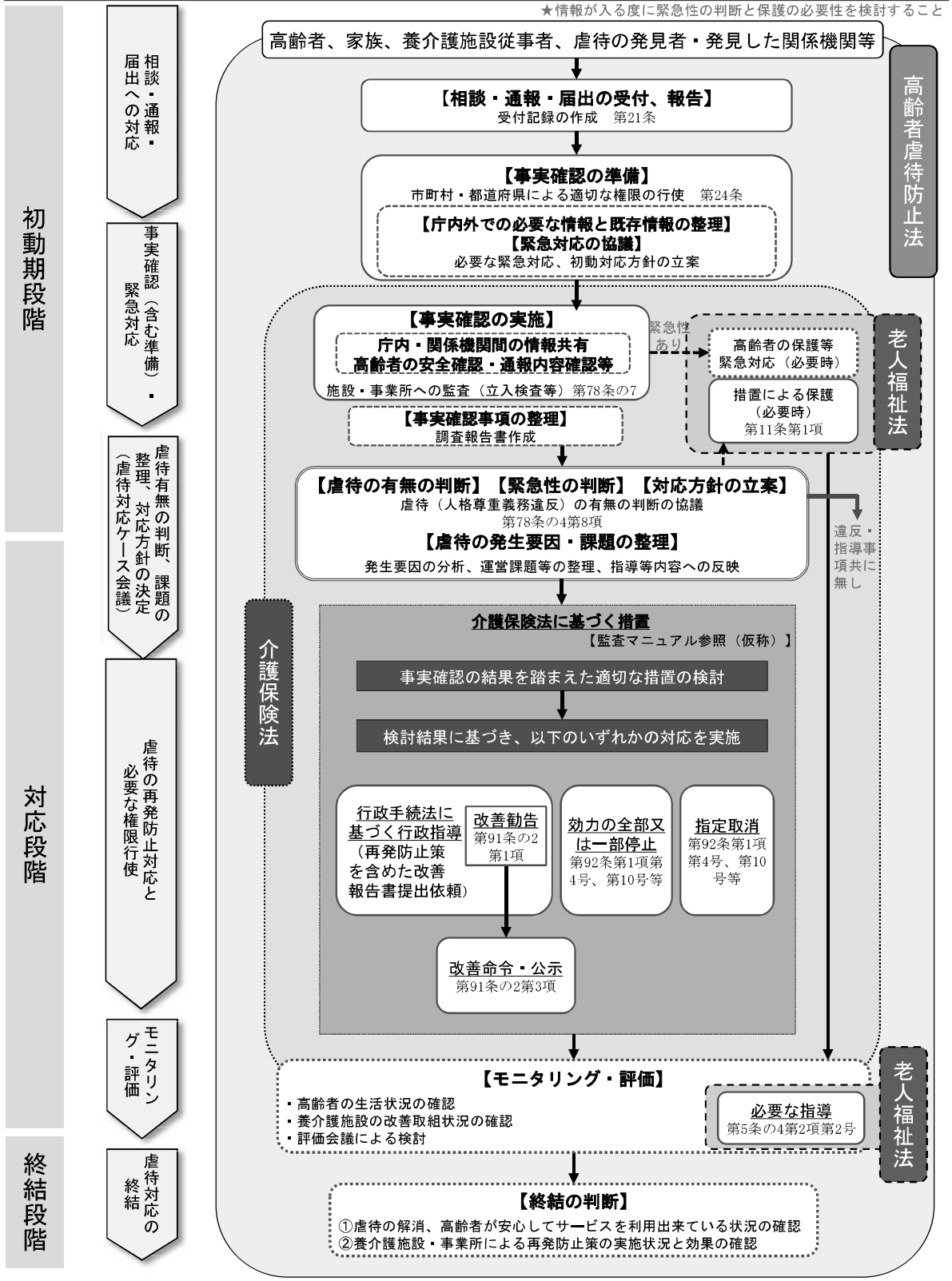

都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

注）条文は特別養護老人ホームの場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること

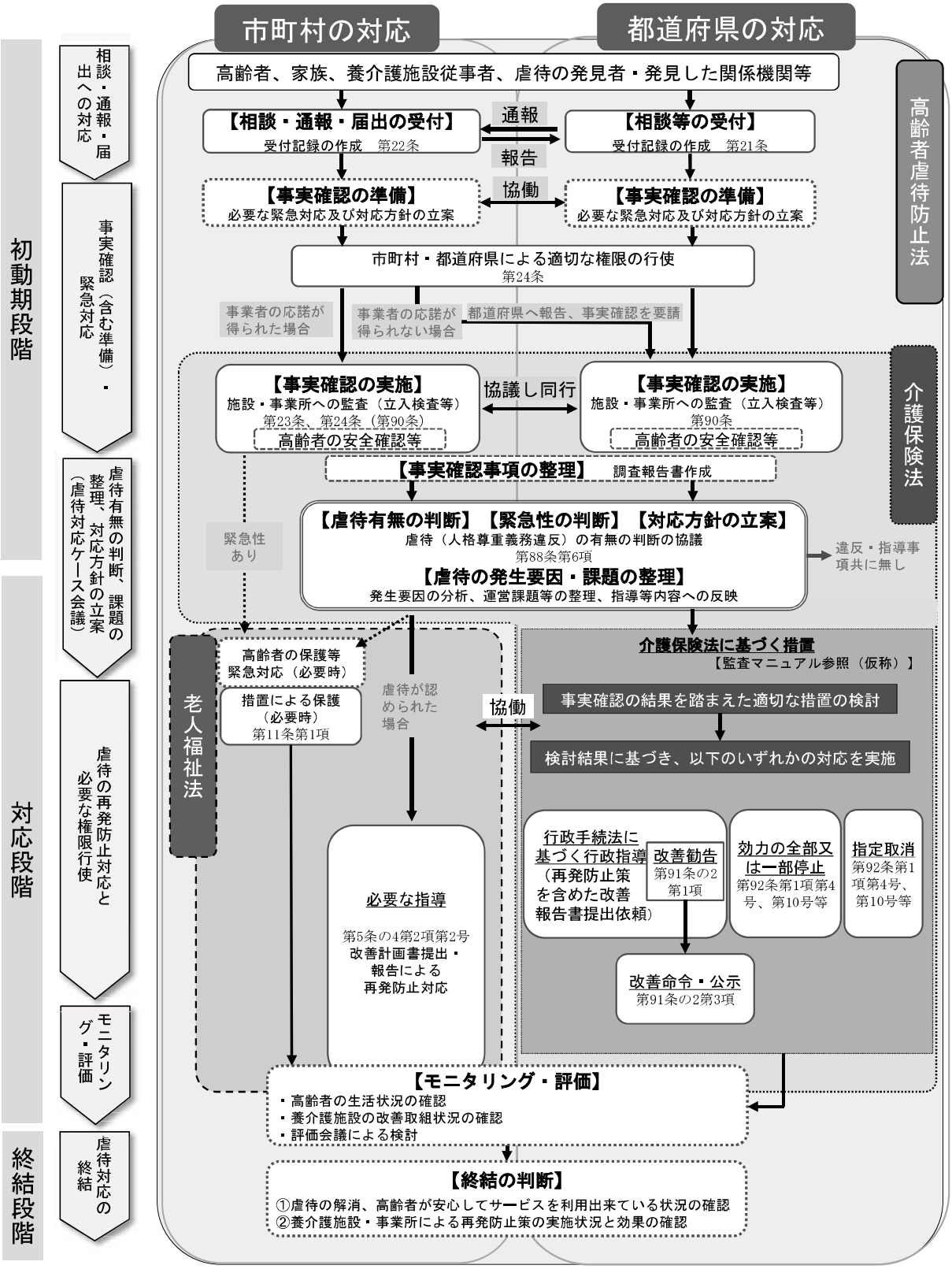

有料老人ホーム（未届施設含）の場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること

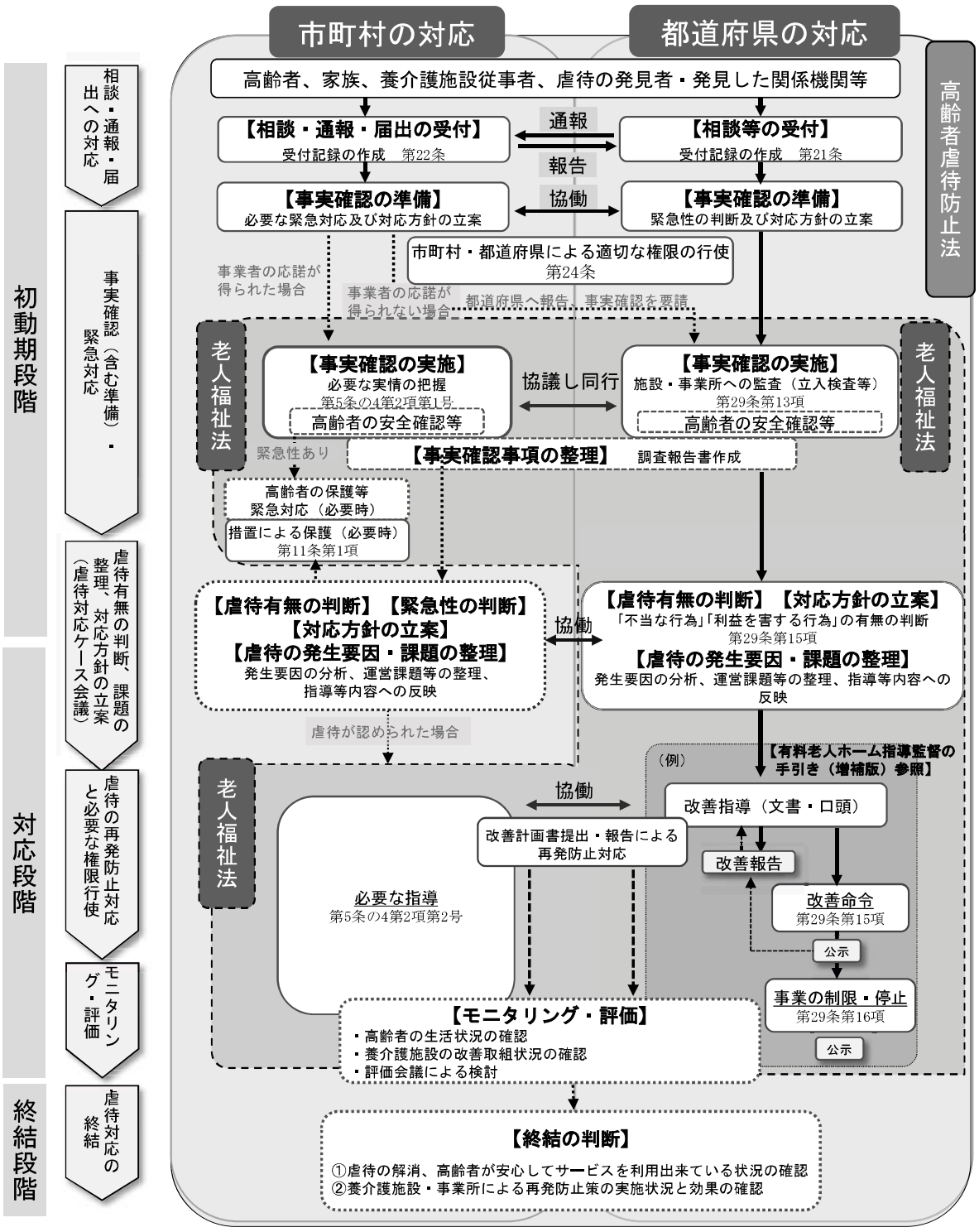

対象

有料老人ホーム
- 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）
- サービス付き高齢者向け住宅

※上記フロー図は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による高齢者虐待として対応。

◇養護者による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
ⅰ　身体的虐待	**①　暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。** ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など **②　本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。** ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※1） など **③　本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。** ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など **④　本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。** ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ⅱ　介護・世話の放棄・放任	**①　意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。** ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など **②　専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。** ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など **③　同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。** ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

区分	具体的な例
iii　心理的虐待	**①　威嚇的な発言、態度** ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。 など **②　侮辱的な発言、態度** ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など **③　高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度** ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など **④　高齢者の意欲や自立心を低下させる行為** ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など **⑤　心理的に高齢者を不当に孤立させる行為** ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など **⑥　その他** ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
iv　性的虐待	**○　本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。** ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
ⅰ　身体的虐待	**①　暴力的行為**（※1） ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など **②　本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為** ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など **③　「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制**
ⅱ　介護・世話の放棄・放任	**①　必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為** ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など **②　高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為** ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など **③　必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為** ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など **④　高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置** ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 など **⑤　その他職務上の義務を著しく怠ること** ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

区分	具体的な例
ⅲ 心理的虐待	**○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。** ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
ⅳ 性的虐待	**○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。** ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
ⅴ 経済的虐待 （※3）	**○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。** ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

（※１）「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年６月 10 日）。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

（※２）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

（※３）経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

参考：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き, 2011, p5-6. を基に作成。

区分	具体的な例
ⅴ　経済的虐待	**○　本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。** ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

（※１）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年６月 10 日）。

（※２）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き，中 2012,p5-7.を基に作成。

社会福祉施設等における火災予防対策について

１　社会福祉施設で発生した過去の火災

発生日	場所	用途	発生時刻	消防覚知	人的被害
H20.6.2	神奈川県綾瀬市	知的障害者施設	2:28 頃	2:33	死　者　3 名 負傷者　1 名
H20.11.13	宮城県仙台市	老人福祉施設	1:20 頃	1:24	負傷者 33 名
H20.12.26	福島県いわき市	小規模多機能施設	22:04 頃	22:09	死　者　2 名 負傷者　3 名
H21.3.19	群馬県渋川市	有料老人ホーム	22:45 頃	22:55	死　者 10 名 負傷者　1 名
H21.4.7	新潟県糸魚川市	ケアハウス	3:20 頃	3:23	死　者　1 名 負傷者　3 名
H22.3.13	北海道札幌市	認知症高齢者 グループホーム	不明	2:25	死　者　7 名 負傷者　2 名
H25.2.8	長崎県長崎市	認知症高齢者 グループホーム	不明	19:43	死　者　5 名 負傷者　7 名
H29.3.12	愛媛県北宇和郡	障害者支援施設	0:55 頃	1:05	死　者　3 名 負傷者　2 名

過去の事例では、人的被害の出ている火災の多くは、夜間に発生しています。夜間は職員の数が少なく、自力避難困難者が多い社会福祉施設等では、防火安全体制や避難体制が十分ではないため、被害が拡大しているケースが見られます。

平成２７年には消防法令が改正され、社会福祉施設等の種類や規模により、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準や、自動火災報知設備と火災通報装置の連動が義務化されました。

このように消防用設備の設置義務化に伴い機械的に火災発生を監視し、自動で消火を行うことになりましたが、避難については、人の力に頼らざるを得ない状況です。そのため、各事業所で防火安全体制を強化することが必要であり、昼夜を問わず、避難誘導を迅速にできるようにすることが重要です。

２　出火防止対策

根本的な火災予防は出火させないことです。昨年の越谷市における出火原因の上位は、こんろ、たばこ及び放火となっています。出火防止対策としては、次のようなことが挙げられます。

⑴　火気の管理

ア　こんろ上部及び周囲に可燃物を置かない。（ＩＨ（電磁調理器）でも同様）
（それぞれの製品に火災予防上安全な離隔距離が決められています。）

イ　ライター等の器具を管理する。

ウ　喫煙場所を指定し、吸い殻は水に浸してから捨てるなど適切に処理する。

⑵　電気機器の管理

ア　暖房器具等は可燃物から遠ざける。

イ　たこ足配線はせず、プラグ等は乾いた布等で定期的に清掃する。

ウ　電気コードは家具等の下敷きにならないようにし、コードに折れ、よじれ、傷が生じないように注意する。

エ　コンセントや電源タップに許容電流以上の器具を接続しない。

オ　電気機器等は日常的に点検し、異常を感じた機器等は使用しない。

⑶　放火防止対策

ア　建物の外周部に燃えやすいものを置かない。

イ　ゴミは決められた場所、日時に出す。

ウ　物置や車庫など、出入りの少ない場所は施錠する。

エ　外灯を取付けるなど、建物周囲を明るくする。

３　延焼拡大の抑制対策（火炎及び煙を抑える）

万が一出火してしまった際には延焼を拡大させないことが重要です。延焼を拡大させない対策としては次のことが挙げられます。

⑴　戸は、常時容易に開閉できるように管理し、くさび等での固定や閉鎖障害となるような物品を置かない。

⑵　居室等に不必要な可燃物を大量に保管しない。

⑶　壁や天井などの内装材を不燃材料等にする。

⑷　施設内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防炎性能を有する物品の使用が義務付けられています。そのため、防炎である旨の表示が付いた物品でないと防炎物品として認められません。

防炎規制の対象品（一部）
カーテン、じゅうたん等の敷物、のれん、目隠し布、装飾布、合成樹脂製のジョイントマットなど

⑸　使用する寝具類等は防炎製品を使用する。（推奨）

防炎製品ラベル

４　早期の発見及び初期消火

火災を早期に発見し、できる限り迅速かつ的確に初期消火を行うため、次の点に留意して施設の体制を整えましょう。

⑴　消防用設備の日常の点検（該当設備が設置されている場合）

ア　消火器は決まった位置に置かれており、容易に持ち出せる状態になっているか。また、消火器の標識が設置されているか。

イ　屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の補助散水栓の扉の前に操作の支障となる物品等はないか。また、ホースの延長に支障がないか。

ウ　スプリンクラー設備のヘッドの側方３０㎝、下方４５㎝の範囲に散水の妨げとなるものはないか。また、ヘッドの外形に異常はないか。

エ　スプリンクラー設備の制御弁室及び消火ポンプ室の位置は把握しているか。また、当該室が物置として利用されていないか。

オ　自動火災報知設備の感知器の周囲に感知の妨げになるものはないか。また、感知器が取り外されている等の異常はないか。

カ　自動火災報知設備の受信機に異常の表示は出ていないか。また、警戒区域一覧図が備えられているか。

⑵　職員の教育、体制

ア　職員全員に施設にある消火器や他の消防用設備の使用方法を把握させるため、訓練等を定期的に行う。

イ　火災を確認しに行くときは消火器を必ず持っていく。

ウ　火災を発見した場合は大声で火災であることを周囲に伝える。

エ　火が天井に達してしまうと消火器での初期消火は困難なので、他の消火設備に切り替えるか避難を優先する。

５　早期の通報

火災を発見したら、直ちに消防機関へ通報をしてください。万が一初期消火に失敗し、火災が拡大した場合は消防機関の消火活動、救助活動に頼らざるを得ません。通報が遅くなればなるほど火災は拡大し、消防車が到着したときには手遅れという事態にもなりかねません。通報に関しては次のことに留意しておきましょう。

⑴　消防機関へ通報する火災報知設備を有効に使用する。

（消防法令で規定する社会福祉施設等は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させる必要があります。）

⑵　人員が足りない場合に備えて、携帯電話等を準備し、火災の際には携行して現場確認を行う。

⑶　通報する内容（住所、建物名称、目標となる建物、電話番号など）は、訓練等を通じ覚えておくほか、電話機付近の見やすい箇所に掲げておく。

※　火災の通報があった場合は指令センターから次の内容を聞かれます。

「１１９番通報のかけ方」火災編

★１１９番通報をすると、指令センター職員が火災の出動に必要なことを順番に伺いますが、危険が迫っている場合は、速やかにその場から避難しましょう。
★屋外に避難した場合は、「火事だー」と大きな声で周囲に知らせ、状況に応じて自ら通報するか協力者に通報を頼みましょう。

「119番通報カードを、電話の近くに掲示してください。」

越谷市消防局です。
火事ですか？救急ですか？

「火事」です。

①　１１９番通報をしたら、まず「火事です」と伝えてください。

住所はどこですか？

〇〇町〇丁目〇〇番地、
〇〇事業所です。

②　消防車が向かう住所を伝える。
（建物名称や交差点などの目標地点も伝えてください。）

何が燃えていますか？

建物内の〇〇が燃えています。

③　どこから火が出ているかを伝えてください。

逃げ遅れた方はいますか？

いません。

④　逃げ遅れや怪我人がいる場合は、わかる範囲で伝えてください。

あなたの名前と連絡先を
教えてください。

私の名前は越谷〇〇です。
電話番号は〇〇〇です。

⑤　連絡可能な限り、あなたの名前と連絡先を伝えてください。危険が迫っている場合は、通報の途中でも、速やかにその場から避難してください。

※携帯電話で119番通報をすると、場所によっては、近隣消防に繋がる場合があります。
その場合には、近隣消防の指令センターから越谷市消防局に通報が転送されます。

１１９番通報カード

１　《火災・救急・救助》です。
２　住所は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。
３　氏名は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。
４　目標は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。
５　電話は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿です。

※火災は何が燃えているか、救急は急病・事故・ケガなど、落ちついて伝えましょう。

※ 市境で携帯電話から１１９番通報をしたときは、他市の消防本部につながることがありますが、正しい住所を通報すれば越谷市消防局に転送されます。
※ 越谷市消防局（代表）048-974-0101

６　避難管理

初期消火ができず、避難が必要な場合は直ちに利用者の方の避難誘導をしてください。社会福祉施設では、通常の避難よりも多くの時間が掛かります。次のことに留意して、日常の管理、職員の教育などの体制を整えましょう。

⑴　日常の管理

ア　搬送・歩行の障害となる段差等はないか。

イ　避難経路となる廊下や階段等に避難障害となるような物品はないか。

ウ　発見した障害等を職員で共有する。

⑵　職員の教育、体制

ア　第一優先は階段を使用しての避難であるが、いざという時に避難器具を有効に使用できるよう避難器具の設置位置、使用方法を把握しておく。

イ　車イス等を利用する利用者の周囲に、常時、車イス等を配置しておく。

ウ　火災時に近隣から駆け付ける協力者、従業員等を確保する。

エ　自力避難困難者は避難階の避難口付近など容易に避難できる場所に配置する。

オ　自力避難困難者の居室を職員全員が把握する。

カ　出火場所に近い者から避難誘導する。

キ　平常時に避難口を施錠する場合は、屋内側から鍵を使わずに解錠できる構造（サムターン錠等）又は自動火災報知設備と連動し解錠できる構造とする。

７　消防訓練

防火管理者の選任義務が生じる建物は、消防計画に基づいて消火及び避難の訓練を年２回以上、通報訓練を年１回以上実施する義務があります。なお、実施前に管轄の消防署へ指定の書類（自衛消防訓練通知書）で通知する必要があります。

また、防火管理者の選任義務がない建物は、消防法令における消防訓練の実施義務はありませんが、定期的に実施することを推奨します。

消防訓練は、施設ごとに応じた実効性のある内容を検討して下さい。少数職員による訓練、出火時間や出火箇所を変えての訓練など、実施して見えてきた課題を検討し、問題を解消して日頃の防火安全体制を構築していきましょう。

８　まとめ

防火管理は「自分のところは自分で守る」という自助努力が重要です。建物を使用する人たちが協力し合い、一丸となって火災の発生を防ぐとともに、いざというときに適切な行動がとれるように日頃から体制を整えましょう。

お泊りデイサービスに係る消防法の規制について

１　社会福祉施設に必要な消防用設備等の概要

施設の種類	消防法上の用途分類	必要な消防用設備等			
		消火器	自動火災報知設備	消防機関へ通報する火災報知設備	スプリンクラー設備
通所施設	６項ハ	延べ面積１５０㎡以上で必要	延べ面積３００㎡以上で必要 ※２	延べ面積５００㎡以上で必要	延べ面積６０００㎡以上で必要（平屋建てを除く）
入所施設	６項ロ ※１	すべて必要	すべて必要	すべて必要 ※３	すべて必要 ※４

※１　入居者の介護状態等によっては６項ハに分類されるものもある
※２　利用者を入居又は宿泊させるものはすべて必要
※３　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するもの
※４　６項ロに分類されるものでも救護施設、障害児入所施設、障害者支援施設等で、消防法施行規則で定める介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外のものは延べ面積２７５㎡以上で必要

２　お泊りデイサービスについて

デイサービスでも宿泊のサービスを行っている場合は、床面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要になります。さらに、宿泊サービスが常態化している、又は、宿泊サービス利用者の半数以上が要介護状態区分３以上、という条件を満たしている場合、消防法上の用途は６項ロ(1)に該当することになります。６項ロ(1)は床面積に関係なくスプリンクラー設備、消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備の設置が必要になります。

また、防火管理者の選任義務においても、６項ロでは収容人員１０人以上、６項ハでは収容人員３０人以上と、６項ロの規制が厳しくなっています。

住宅用火災警報器の設置及び維持管理について

１　概要

住宅用火災警報器は、越谷市火災予防条例ですべての住宅に設置を義務付けています。火災から命を守るためにも、住宅用火災警報器を正しく設置し、適切に維持管理することが重要です。

本市消防局では、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理にかかる広報活動を継続して実施しているところですが、未だ設置されていない住宅も存在し、設置の義務化から１０年以上が経過したことにより機器本体の劣化や電池切れが報告されています。

このことから、住宅用火災警報器について広く周知を図り、住宅火災の被害を低減させることは、火災予防の重要な役割を担っています。

住宅用火災警報器の設置率（消防庁報告の推計普及率）

	越谷市	全国	埼玉県
該当年月	設置率(%)	設置率(%)	設置率(%)
平成３０年６月	８４．０	８１．６	７６．６
令和元年６月	８１．０	８２．３	７７．５
令和２年７月	８１．０	８２．６	７８．１
令和３年６月	８３．０	８３．１	７９．７
令和４年６月	８３．０	８４．０	７９．４

２　越谷市で発生した奏功事例

【事例１】

家人が入浴中に住宅用火災警報器が鳴動したため確認したところ、ストーブ付近から火が上がっているのを発見、すぐに濡れたタオルで消火することができた。

【事例２】

隣の家で住宅用火災警報器が鳴動していることに隣人が気付き、すぐに１１９番通報し、被害が最小限で済んだ。

【事例３】

家人が就寝中に住宅用火災警報器の鳴動音で目が覚め確認したところ、隣の部屋から煙が出ていたため、すぐに１１９番通報し、部屋の一部が燃えただけで済んだ。

3　住宅火災件数の推移

（住宅火災・・・専用住宅、共同住宅及び店舗併用住宅で発生した火災）

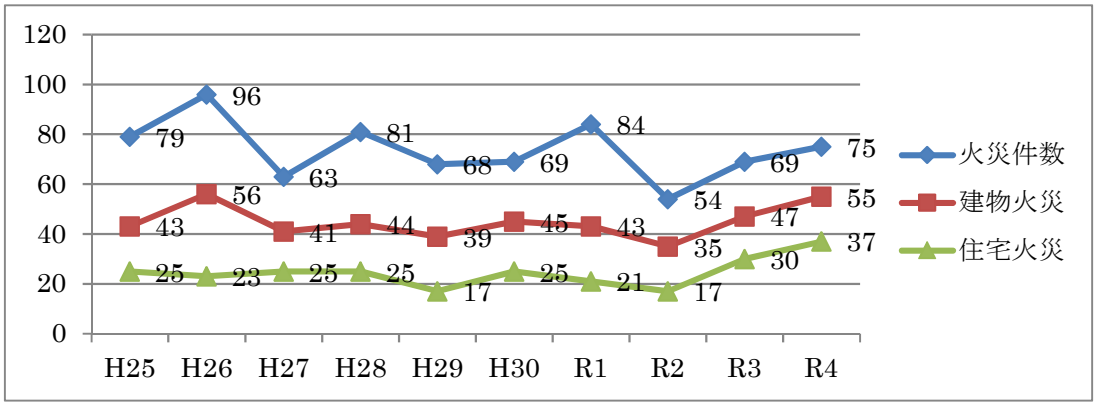

4　過去の住宅火災による死者数に係る住宅用火災警報器の設置状況

昨年は、高齢者の方が犠牲となる住宅火災が多く発生しました。火災に至る原因は様々ですが、すべてのお宅で住宅用火災警報器が設置されていない状況でした。

過去の住宅火災での死者数に係る住宅用火災警報器の設置状況

	住宅火災死者数				死者発生住宅火災件数	住警器設置件数（件）		逃げ遅れ死者の住警器設置件数		住宅火災高齢者死者数（65歳以上）
		逃げ遅れ	自損	不明		有	無	有	無	
平成25年（2013年）	2	2			1		1		1※	1
平成26年（2014年）	6	4	2		5	1	4	1	2※	3
平成27年（2015年）	3	2	1		3	1	2	1	1※	1
平成28年（2016年）	6	4		2	6	1	5		4	4
平成29年（2017年）	0				0					
平成30年（2018年）	1				1	1				
令和元年（2019年）	2	2			1		1		1※	2
令和2年（2020年）	0				0					
令和3年（2021年）	6	4	1	1	6		6		4	5
令和4年（2022年）	5	4		1	4	1	3	1	2※	3

※１件に対し、複数の死者あり

５　住宅用火災警報器の設置場所及び取り付ける際の注意点

【設置場所】

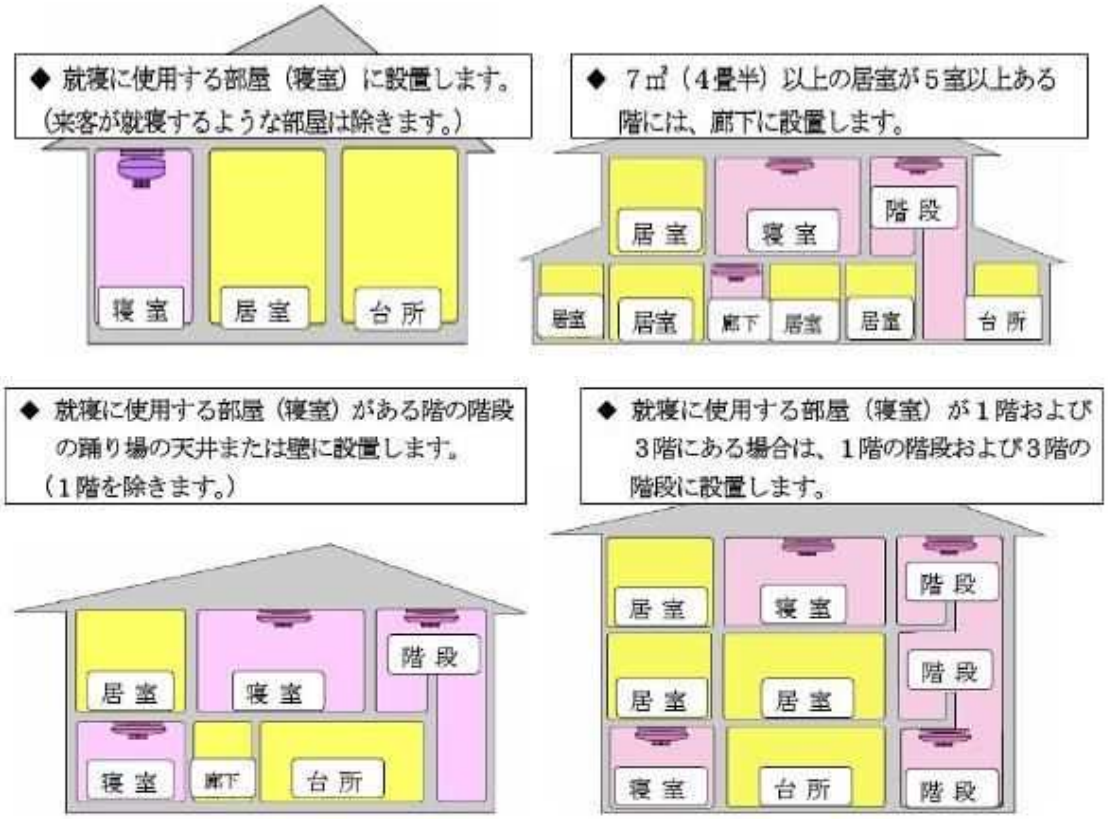

※台所には条例上設置義務はありませんが、台所にも設置することを推奨しています。

【取り付ける際の注意点】

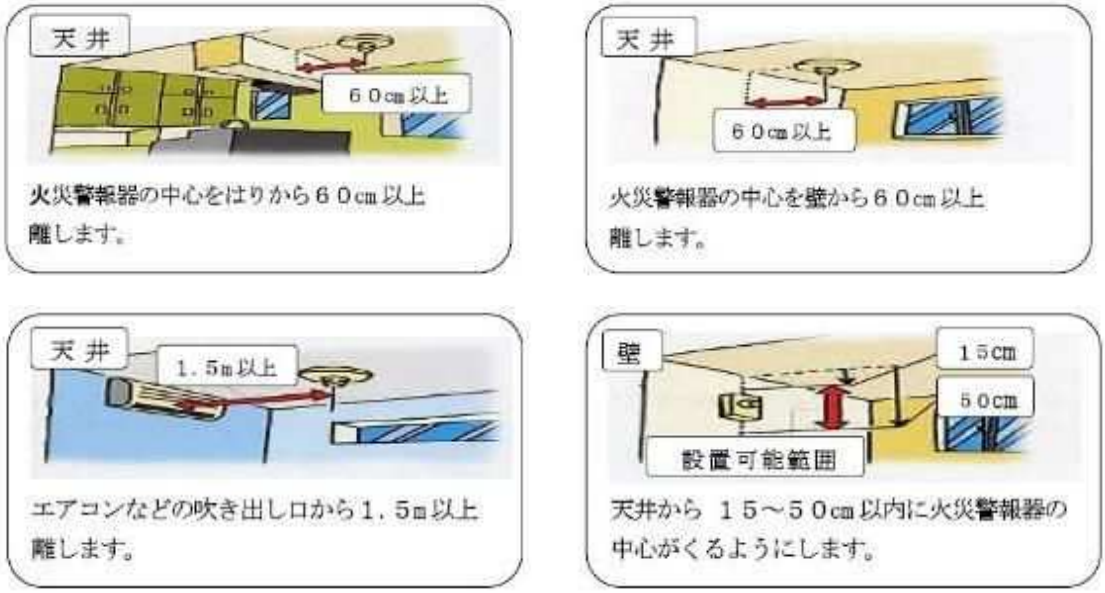

6　感知器の種類

感知器の種類は、煙感知器と熱感知器があり、越谷市火災予防条例において、設置義務が生じる場所には煙感知器を設置しなければなりませんが、自主的に台所に設置する場合には、熱感知器をお勧めします。また、振動と文字で火災を知らせるものや、光で知らせるものなど、さまざまな種類があります。更に、近年は住宅用火災警報器と連動して屋外に警報を発する装置等の機器もあります。

7　維持管理について

すでに住宅用火災警報器が設置されている住宅は、維持管理が重要です。電池が切れたときは、短い音が一定の間隔で鳴動するものや「電池切れです。」と音声で知らせるものなどがあります。

（別添）

住宅用火災警報器の維持管理について

・定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的（※１）に作動確認をしましょう。

→ 作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。（※２）警報器の本体又は電池を交換しましょう。

定期的な作動確認

・古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

→ 本体の故障か電池切れです。（※２）警報器本体を交換しましょう。

古くなったら交換

※1　住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。
　　警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
※2　故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。
　　なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

社会福祉施設等に関連する消防法の用途分類（消防法施行令別表第１を一部抜粋）

越谷市消防局

6項	イ	医療に関係する施設であるため、詳細は省略する。
	ロ	（1） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （2） 救護施設 （3） 乳児院 （4） 障害児入所施設 （5） 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児で当って、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）
	ハ	（1） 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （2） 更生施設 （3） 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （4） 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） （5） 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	二	幼稚園又は特別支援学校
15 項		前各項に該当しない事業場
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16項	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物

※ 集団指導に関連しない事業の用途記載は省略しています。

【留意事項】

消防法令における用途の判定は建物で判断され、その結果に応じて規制が異なってきます。

また、1の建物で事業が複合する場合は、16項イまたは16項ロになりますが、管理権原や利用形態によっては主たる用途に従属され、複合用途とならない場合があります。

建物用途の例） 養護老人ホーム → 6項ロ⑴
障害者支援施設 → 6項ロ⑸
保育所 → 6項ハ⑶
事務所 → 15項
養護老人ホーム＋老人デイサービス → 6項ロ⑴＋6項ハ⑴＝16項イ
保育所＋共同住宅 → 6項ハ⑶＋5項ロ＝16項イ
事務所＋共同住宅 → 15項＋5項ロ＝16項ロ

高齢者福祉施設等における

救急ガイドブック

越谷市消防局

令和５年５月

目　次

はじめに……１
救急の現状と概要……２
救急事故の予防と対策のポイント……３
救急要請時対応ガイド……５
救急要請時のポイント……６
救急情報提供書（越谷市統一様式）……７
情報提供書（埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会様式）……９
救急電話相談＃７１１９……１１
全国版救急受診アプリＱ助……１３
突然のこんな症状のときにはすぐ１１９番……１５
病院に連れていきたいのに移動手段がないときには……１６

はじめに

越谷市の令和４年の救急出動件数は、18,316 件で、搬送人員は13,978 人でした。救急車は1日平均約50件、約29分に1回の割合で出動し、市民の約25人に1人を搬送したことになります。（令和4年4月1日現在の人口で算出）

また、高齢化の進展に伴い、65歳以上の高齢者の方の搬送件数も増加しており、令和４年は 8,216 人、搬送人員全体の58．7%を占めています。

高齢者福祉施設等（以下、「施設」といいます。）からの救急要請も増加しており、入所者の急病や施設内での転倒事故などに起因した救急要請もみられます。

救急搬送事例の中には「もう少し注意をしていれば…」、「事前の対策をしておけば…」未然に病気やけがを防げたかもしれないものも見受けられます。

そこで施設内でできる救急事故の予防と対策を紹介し、もしものときに救急対応を円滑に行えるよう「高齢者福祉施設等における救急ガイドブック」を作成しました。施設利用者の方が安心して過ごせるように、施設の職員の方がいざというときに適切に対応できるように、是非このガイドブックをご活用ください。

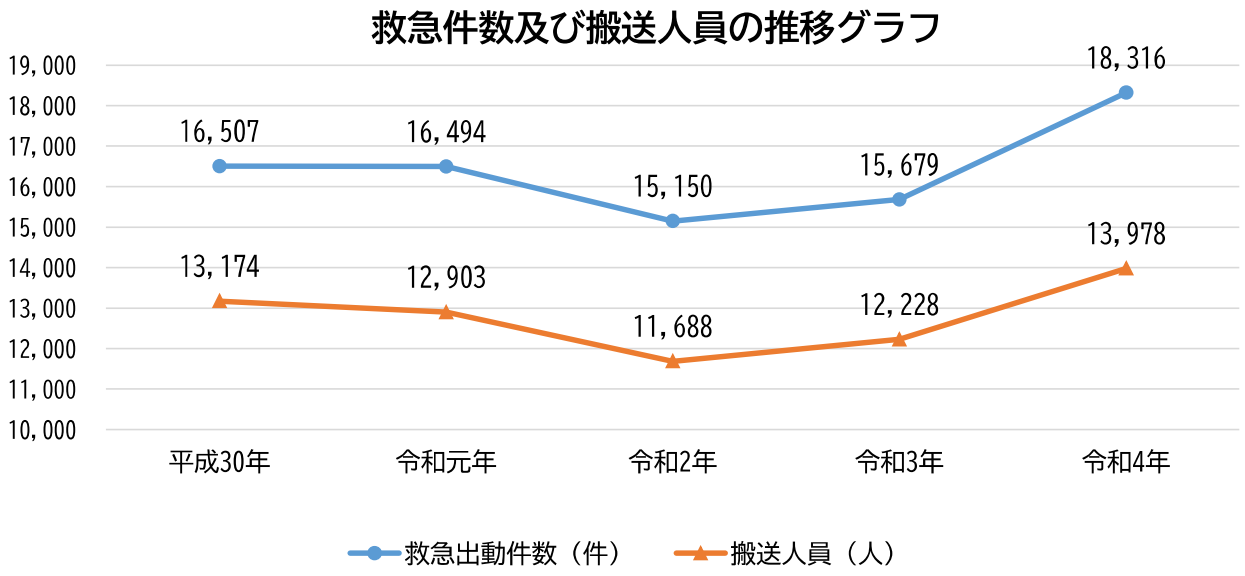

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
救急出動件数（件）	16,507	16,494	15,150	15,679	18,316
搬送人員(人)	13,174	12,903	11,688	12,228	13,978
うち高齢者	7,458	7,272	6,886	7,056	8,216
割合（%）	(56.6%)	(56.4%)	(58.9%)	(57.7%)	(58.7%)

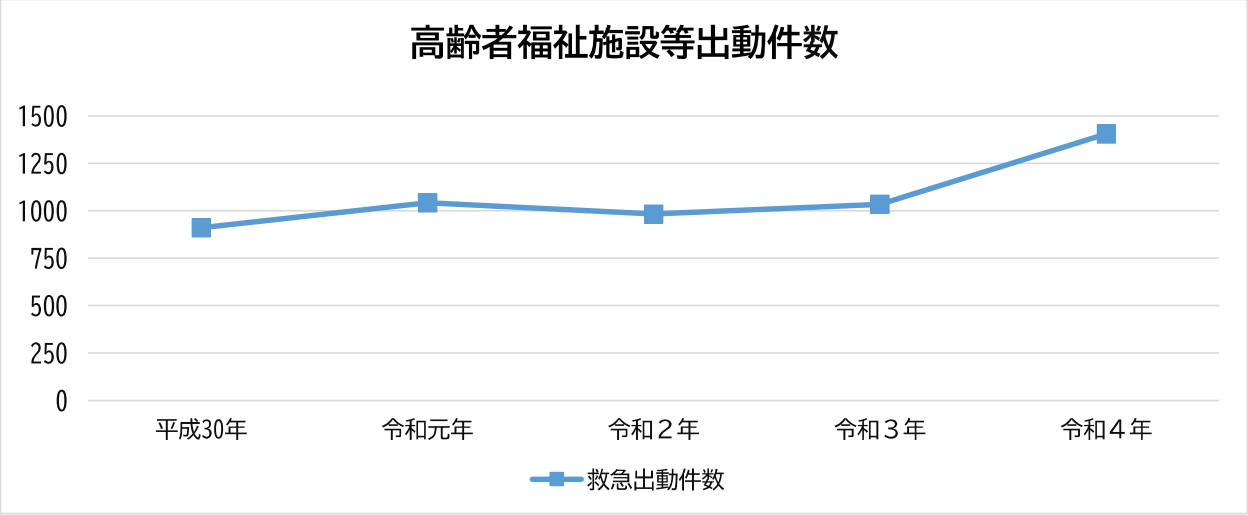

高齢者福祉施設等

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
救急出動件数(件)	910	1,042	983	1,035	1,405
割合（%）	(5.50%)	(6.30%)	(6.48%)	(6.60%)	(7.67%)

救急事故の予防と対策のポイント

施設内でできる救急事故の予防と対策のポイントを紹介します。

1　廊下、玄関、浴室などでの転倒

高齢者はわずかな段差でもつまづきます。
段差がある場合には解消に努めましょう。
転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう。
階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう。

2　階段、ベッド、いすなどからの転落

階段などには手すりを配置しましょう。
ベッドにも転落防止の柵をつけましょう。

3　食物、薬の包装などによる窒息

細かく調理し、ゆっくりよく噛むことで窒息を予防しましょう。
お茶などの水分を取りながら食事をしましょう。
急に話しかけて、あわてさせないように気をつけましょう。

4　家具、柱、ドアなどにぶつかる

通路などに物を置かないようにしましょう。
暗いところは十分な明るさを確保しましょう。

5　熱中症に注意

高齢者は体温を下げるための体の反応が弱くなっており、気づかないうちに熱中症になる危険があります。エアコンや扇風機を上手に使い、のどが渇かなくてもこまめに水分補給を行い、熱中症を予防しましょう。

６　ヒートショック

冬場の室内外の急激な温度の変化による血圧の変動は、心臓に負担をかけ、心筋梗塞や脳卒中を起こしかねません。浴室や脱衣所のほか、廊下やトイレなどの温度差を少なくする環境を作りましょう。

７　生活状況の記録と救急隊への情報提供

救急車を呼んだとき、医療機関へ搬送されたときに円滑に情報提供が行えると、早期搬送、早期治療に繋がります。普段から入所者の方の生活状況について記録しておくとともに、「救急情報提供書」（７ページ)又は「情報提供書」（９ページ）を作成しておきましょう。※情報提供書は、施設の実情に応じてどちらかをご使用下さい。

８　協力医療機関等との連絡体制の構

日頃から協力医療機関等との連絡を密にしておき、容体が変化したときに相談・受診できる体制を作っておきましょう。

休日・夜間の救急搬送は、日中よりも時間がかかることがあります。体調の変化や症状があるときは、悪化する前に早めに医療機関を受診しましょう。

救急車を呼ぼうか迷ったときは……救急電話相談　＃７１１９（１１,１２ページ）
症状の緊急度の判断の目安に……全国版救急受診アプリ　Q助（１３,１４ページ）
突然のこんな症状の時はすぐ１１９番……救急車利用リーフレット（１５ページ）

９　事故発生時の対応

事故防止に努めていても、緊急事態が起こらないとも限りません。いざというときに慌てないために、職員の皆さまがどのように行動したらよいか、休日・夜間など少ない人数対応しなければいけない時も含めて検討しておきましょう。

緊急時に対応する資器材（ＡＥＤ、救急バッグ等）の設置状況についても、事前に確認しましょう。

１０ 応急手当の習得と実施

入所者が生命の危険にさらされたとき、最初に気付くのは施設職員の皆さまです。消防局では心肺蘇生、ＡＥＤの使用方法や喉に異物が詰まったときの取り除き方などが学べる「応急手当講習会」を開催しています。いざというときのために、応急手当を身につけましょう。

講習会の内容や日程などは越谷市ホームページをご覧ください。

救急要請時対応ガイド

傷病者（急病人・けが人）の発生

□施設内に周知し人手を集め役割を分担してください。
□必要な応急手当を実施してください
□ご家族に連絡をしてください（**状況報告、治療にかかる意思確認等**）

１１９番通報

（消　防）「１１９番、火事ですか、救急ですか」
（通報者）「救急です」
（消　防）「住所はどこですか」
（通報者）「●丁目●番地、施設名です」
（消　防）「誰がどうしましたか」
（通報者）「入所者の●歳（性別）の意識がありません」
（消　防）「あなたのお名前と連絡先を教えてください」
（通報者）「私の名前は●●です、今使っている電話番号は●●です」

救急隊の到着

□施設の開錠し救急隊を誘導してください。
□救急隊に傷病者の状況を伝えてください。
「救急情報提供書」または「情報提供書」を渡してください。

救急車への同乗

□状況がわかる職員が救急車に同乗してください。
□介護記録、看護記録、診療情報提供書、お薬手帳や保険証などを持参してください。

※やむを得ず職員が同乗できない場合は、救急隊と医療機関と連絡が取り合えるようにしておいてください。

救急要請時のポイント

1　傷病者（急病人・けが人）の発生時

（1） 協力医療機関等に連絡、相談し、あらかじめ予想された症状であり、施設職員で対応可能であれば、指示通りの対応をしてください。

（2） 傷病者の状態により、かかりつけ医等に相談のうえ、可能な範囲で患者等搬送事業者等により医療機関へ搬送することも検討してください。（14 ページ）

2　119番通報

（1） 119番に通報すると、消防局の係員が救急車の出動に必要なことを順番に伺います。

（2） 緊急性が高い場合は、すべて伺う前に救急車は出動します。

（3） 電話を切った後、救急隊から折り返しの電話がかかってくる場合がありますので、詳しい情報を伝えてください。

3　救急隊の到着

施設からか協力医療機関等への連絡により、搬送先が決まっている場合には、そちらに搬送します。ただし、救急隊は緊急度・重症度などを判断し、搬送先を変更することもあります。

4　心肺蘇生を望まない（DNAR）傷病者の救急隊の対応について

救急隊は救命を主眼とした活動を行うことが責務とされており、現状では、**DNARの意思表示**があった場合でも、**原則として救急隊は心肺蘇生などの処置を行いながら医療機関へ搬送**することになります。ご理解とご協力をお願いします。

ACP
人生会議

入所者の方が、人生の終末期においてどのような意向をもっているか、家族やかかりつけ医と話し合う取組をお願いいたします。（ACP：愛称「人生会議」）

もしものときのために、入所者が望む医療やケアについて前もって考え、ご本人、ご家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、日頃から共有しましょう。

出典　厚生労働省『人生会議』 詳しくはコチラ☞

越谷市統一様式

（表） 越谷市消防局

救急情報提供書

施設名	※施設入所者のみ記入
住　所	
電　話	

基本情報

記載年月日	年　月　日	生年月日	M・T・S 年　月　日生		
ふりがな		性別	TEL	（　）	
氏　名		男・女			
住　所					

※緊急時情報（緊急時に記載して下さい。）

救急要請に至った状況

※今回はどうしましたか（可能な限り記載して下さい）

転　倒	（□有・□無）	窒　息	（□有・□無　）	備　考
失　禁	（□有・□無）	出　血	（□有・□無　）	
麻　痺	（□有・□無）	嘔　吐	（□有・□無　）	

実施した処置	（□酸素投与 □心肺蘇生（□人工呼吸　・□心マ　・□AED　）□その他：　□無）
痛　み	（□有：痛みの部位 □頭・□胸（□右・□中・□左）・□その他：　□無）

直近のバイタルサイン

測定時間	時　分	意識レベル	□清明　呼びかけに反応	□有・□無	痛み刺激に反応	□有・□無			
呼吸数	回／分	脈拍数	回／分	血　圧	／　mmHg	体　温	℃	SPO2	%
その他									

緊急連絡先①	
ふりがな	続柄
氏　名	
住　所	
電　話	
携帯電話	
緊急連絡先②	
ふりがな	続柄
氏　名	
住　所	
電　話	
携帯電話	
緊急連絡先③	
ふりがな	続柄
氏　名	
住　所	
電　話	
携帯電話	

※上記の連絡先（家族等）に連絡の有無
□連絡済（①・②・③　）／□未

※病院への連絡：可能な限り提携病院・協力病院等に連絡し、収容医療機関を確保してください。
※救急車への同乗：ご家族等が救急車に同乗できない場合には、施設職員の同乗をお願いします。

越谷市統一様式

（裏） 越谷市消防局

入居者の病歴情報（※サマリ等のコピーも可能）

						医療機関名
□高　血　圧	普段の血圧	／　mmHg				
□糖　尿　病	インスリン使用の有無	：□有・□無	空腹時の血糖値	：　mg/dl		
□呼吸器疾患	病　名	：	在宅酸素	：　ℓ		
□循環器疾患	病　名	：				
□脳　疾　患	病　名	：	後遺症	：□失語症・□片麻痺（□右・□左）・□全麻痺		
□悪性腫瘍	部　位	：				
□認　知　症	程度は	：□ほぼ自立・□日常生活に支障・□常に要介護　他（　）				
□精神疾患	病　名	：				
□そ　の　他	病　名	：				
□アレルギー						
□感　染　症						

内服薬情報（※不明な場合は、現在内服している薬等を持参して下さい。）

※お薬手帳・処方箋・薬そのもの・保険証なども準備してください。

かかりつけ医療機関及び協力医療機関

優先	医療機関名	主治医名	診療科目	住所	電話番号
1					
2					
3					

日常生活（ADL）	□自立・機能良好　□部分介助（□歩行可能・□歩行不可）　□全介助（寝たきり）　□意思疎通（□可能・□不可）

心肺停止時の救命処置（DNAR）	□積極的な救命処置をしてほしい ※1	救急情報提供書作成者	作成日	年　月　日
	□救命処置は、しないでほしい ※1		更新日	年　月　日
	□何もしないでほしい ※2		ふりがな	氏名
	□その他（　）		関　係	□本人　□親族　□その他（　）
	※1救命処置とは、気道確保（挿管等）・静脈路確保・薬剤投与が救命処置となります。心肺蘇生は、救命処置には含みません。			
	※2救急隊は、心肺蘇生は必ず実施しながら搬送します。			

◎この提供書は、現場の救急隊に迅速・的確に情報提供することで、早期搬送することを目的としています。また、情報は救急業務以外には使用はいたしません。
◎救急車を要請した場合、救急隊に救急情報提供書を渡すことに同意します。 本人との続柄（　）　氏名

越谷市統一様式　　≪記　載　例≫　　（表）越谷市消防局

救急情報提供書

施設名	○○老人ホーム	※施設入社のみ記入
住　所	越谷市○○○1－1－1	
電　話	000-000-0000	

基本情報

記載年月日	令和　2　年　5　月　20　日	生年月日	M・T・(S)　2　年　1　月　1　日生
ふりがな	こしがや　こしお	性別	(男)・女
氏　名	越谷　越男	TEL	048(000)0000
住　所	越谷市○○1－2－3		

※緊急時情報（緊急時に記載して下さい。）

救急要請に至った状況

※今回はどうしましたか（可能な限り記載して下さい）

ベットから降りスリッパを履く際に転倒し、左足を負傷したもの。
なお、職員が様子を見に行った際に倒れているのを発見する。

※下記の□には、レ点でチェックしてください。

転　倒	（■有・□無）	窒　息	（□有・■無）	備　考	
失　禁	（□有・■無）	出　血	（□有・■無）	自由記載（何かありましたら記入してください。）	
麻　痺	（□有・■無）	嘔　吐	（□有・■無）		

実施した処置　（□酸素投与　□心肺蘇生（□人工呼吸　・□心マ　・□AED　）□その他：　■無）

痛　み　（■有：痛みの部位　□頭・□胸（□右・□中・□左）・■その他：左大腿部の付け根部分　□無）

緊急連絡先①	
ふりがな	こしがや　たろう　続柄
氏　名	越谷　太郎　長男
住　所	越谷市○○1-2越谷マンション101
電　話	048-974-0000
携帯電話	090-0000-0000
緊急連絡先②	
ふりがな	こしがや　はなこ　続柄
氏　名	越谷　花子　長女
住　所	東京都○○区○○1－1
電　話	03-0000-0000
携帯電話	080-0000-0000
緊急連絡先③	
ふりがな	続柄
氏　名	
住　所	
電　話	
携帯電話	

※上記の連絡先（家族等）に連絡の有無
■連絡済（①・②・③　）／□未

直近のバイタルサイン

測定時間	20　時	16　分	意　識	■清明　呼びかけに反応　□有・□無				痛み刺激に反応	□有・□無		
呼吸数	28　回／分	脈拍数	98　回／分	血　圧	148／98　mmHg	体　温	36.1　℃	SPO2	97　%		
その他											

※病院への連絡：可能な限り提携病院・協力病院等に連絡し、収容医療機関を確保してください。
※救急車への同乗：ご家族等が救急車に同乗できない場合には、施設職員の同乗をお願いします。

越谷市統一様式　　≪記　載　例≫　　（裏）越谷市消防局

入居者の病歴情報（※サマリ等のコピーも可能）

			医療機関名
■高　血　圧	普段の血圧	／　mmHg	○○医院
■糖　尿　病	インスリン使用の有無	：□有・□無　空腹時の血糖値：　mg/dl	○○医院
□呼吸器疾患	病　名	：　在宅酸素：　ℓ	
■循環器疾患	病　名	：狭心症	○○総合病院
□脳　疾　患	病　名	：　後遺症：□失語症・□片麻痺（□右・□左）・□全麻痺	
□悪性腫瘍	部　位	：	
■認　知　症	程度は	：■ほぼ自立・□日常生活に支障・□常に要介護　他（　）	
□精神疾患	病　名	：	
■そ　の　他	病　名	：前立腺肥大	○○市民病院
□アレルギー			
□感　染　症			

内服薬情報（※不明な場合は、現在内服している薬等を持参して下さい。）

※お薬手帳・処方箋・薬そのもの・保険証なども準備してください。
内服している薬を記載してください。

かかりつけ医療機関及び協力医療機関

優先	医療機関名	主治医名	診療科目	住所	電話番号
1	○○総合病院	○○　○○	循環器	越谷市○○1-1	000-000-0000
2	○○市民病院	○○　○○○	泌尿器	越谷市○○1-2	000-000-0001
3					

日常生活（ADL）　■自立・機能良好　□部分介助（□歩行可能・□歩行不可）　□全介助（寝たきり）　□意思疎通（□可能・□不可）

心肺停止時の救命処置（DNAR）	■積極的な救命処置をしてほしい ※1
	□救命処置は、しないでほしい ※1
	□何もしないでほしい ※2
	□その他（

※1 救命処置とは、気道確保（挿管等）・静脈路確保・薬剤投与が救命処置となります。心肺蘇生は、救命処置には含みません。
※2 救急隊は、心肺蘇生は必ず実施しながら搬送します。

救急情報提供書作成者	作成日	平成　29　年　5　月　20　日
	更新日	平成　30　年　3　月　15　日
	ふりがな	こしがや　たろう　氏名　越谷　太郎
	関　係	□本人　■親族　□その他（　）

◎この提供書は、現場の救急隊に迅速・的確に情報提供することで、早期搬送することを目的としています。また、情報は救急業務以外には使用はいたしません。
◎救急車を要請した場合、救急隊に救急情報提供書を渡すことに同意します。　本人との続柄（長男）　氏名　越谷　太郎

埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会作成様式

情報提供書

＊救急隊にこの書類をお渡し下さい
記入日　　年　月　日

【救急要請時確認事項】	□情報提供書・サマリーの準備 □保険証・診察券の準備 □提携・協力病院への連絡	□お薬手帳・お薬現物用意 □ご家族への連絡 （続柄　　）

※救急隊到着後、①～⑤についてお聞きします
①いつから　②どのような状態　③最後に普段どおりだった時間　④普段のバイタルサイン
⑤上記救急要請時確認事項の５項目が済んでいるか

施設名	
提携・協力病院	

個人情報

氏名	ふりがな	男 女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日生
住所	電話番号　（　　）		

緊急連絡先

氏名	続柄	住所（市町村名まで）	電話番号

医療情報（記入欄が足りない場合はサマリーにてお持ちください）

施設入居後のかかり付けは　□往診医のみ　□他（　　）
現在治療中の病気は　□高血圧症　□糖尿病　□他（　　）
今までにかかった病気は（既往歴）

延命措置	□希望する　□希望しない　□未確認 確認年月日　　年　月　日　氏名　　（続柄　　）
「延命措置」とは、回復の見込みがないと診断された患者で、かつ死期が近づいているにもかかわらず、人工呼吸器や透析、胃ろうなどによって生命を維持するための措置です。 救急隊搬送時には延命を希望しない場合も、心肺停止患者には、心肺蘇生法を行います。	
医師からの書面によるDNAR（蘇生処置不試行）指示　※ありの場合は書面を添付してください	□あり　□なし

日常生活

ADL	□自立　□一部介助　□全介助	要介護	１　２　３　４　５
移動	□独歩　□手引き歩行　□車いす　□寝たきり	認知症	□あり　□なし
会話	□意思疎通できる　□意思疎通できない		

埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会作成様式

情報提供書

＊救急隊にこの書類をお渡し下さい
記入日　令和〇年 〇月 〇日

【救急要請時確認事項】	☑情報提供書・サマリーの準備 ☑保険証・診察券の準備 ☑提携・協力病院への連絡	☑お薬手帳・お薬現物用意 ☑ご家族への連絡 （続柄　妻、息子）

※救急隊到着後、①～⑤についてお聞きします
①いつから　②どのような状態　③最後に普段どおりだった時間　④普段のバイタルサイン
⑤上記救急要請時確認事項の5項目が済んでいるか

施設名	特別養護老人ホーム　〇〇〇
提携・協力病院	□□□病院

個人情報

氏名	ふりがな　とうぶ　たろう 東部　太郎	(男) 女	明治・大正・(昭和)・平成 12 年　1 月　1 日生
住所	越谷市 〇〇 X丁目 X番 X号 □□マンション □号室 電話番号　〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇		

緊急連絡先

氏名	続柄	住所（市町村名まで）	電話番号
東部　花子	妻	越谷市	〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇
東部　一郎	子	越谷市	□□□（□□□）□□□□

医療情報 （記入欄が足りない場合はサマリーにてお持ちください）

施設入居後のかかり付けは　☑往診医のみ　□他（　　）

現在治療中の病気は　☑高血圧症　☑糖尿病　□他（　　）

今までにかかった病気は（既往歴）

〇〇〇、□□□、△△△

延命措置	□希望する　☑希望しない　□未確認　　本人　氏名　東部　太郎 確認年月日　令和〇年 〇月 〇日　　家族　氏名　東部　花子　（ 続柄　妻 ）

「延命措置」とは、回復の見込みがないと診断された患者で、かつ死期が近づいているにもかかわらず、人工呼吸器や透析、胃ろうなどによって生命を維持するための措置です。
救急隊搬送時には延命を希望しない場合も、心肺停止患者には、心肺蘇生法を行います。

医師からの書面によるDNAR（蘇生処置不試行）指示　※ありの場合は書面を添付してください	☑あり　□なし

日常生活

ADL	□自立　□一部介助　☑全介助	要介護	1　2　3　4　(5)
移動	□独歩　□手引き歩行　□車いす　☑寝たきり	認知症	☑あり　□なし
会話	□意思疎通できる　☑意思疎通できない		

お医者さんに行くべきか迷ったら、まず相談!!
埼玉県 救急相談
24時間 相談対応 年中無休
ダイヤル回線・IP電話・PHS・御来場の地域でご利用の場合は 048-824-4199
#7119
を押す
音声案内（ガイダンス）が流れます
1 を押す
2 を押す
3 を押す
小児救急 電話相談
対象：中学生まで
大人の救急 電話相談
医療機関 案内
小児・大人に対応
チャットで気軽に相談
AI 救急相談
埼玉県 AI救急相談
検索
下記のような相談はお受けできません
医薬品の使用方法などの相談・病気の治療方針の相談・健康相談・介護相談・育児相談・身の上相談
救急電話相談、及びAI救急相談のアドバイスは、相談者の利便の参考としていただくもので医療行為ではありません。あらかじめご了承のうえ、ご利用ください。
緊急時はすぐに 119番で 救急車を呼びましょう！
お問合せ先 埼玉県保健医療部 医療整備課 TEL：048-830-3559 FAX：048-830-4802
協力機関 一般社団法人 埼玉県医師会・公益社団法人 埼玉県看護協会・県内医療機関
彩の国 埼玉県

出典　埼玉県HP　https://www.pref.saitama.lg.jp

全国版救急受診アプリ
Q助
きゅーすけ
全国版救急受診アプリ
Q助
以下の症状で、当てはまるものはありますか。
呼吸をしていない。息がない。
脈がない。心臓が止まっている。
水没している。沈んでいる。
冷たくなっている。
どれにもあてはまらない
症状の緊急度を素早く判定!!!
救急車を呼ぶ目安に!!!
消防庁では、住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、緊急度判定プロトコルver.2（家庭自己判断）をもとに全国版救急受診アプリ「Q助 きゅーすけ」を作成しました。
＜大阪大学医学部附属病院の協力を得て作成しています。（特許第6347801号）＞
スマートフォン用アプリ
Google Play で手に入れよう
Download on the App Store
総務省消防庁「Q助」案内サイト
https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filedList9_6/kyukyu_app.html
総務省消防庁

ご利用方法

全国版救急受診アプリ

Q助 きゅーすけ

急な病気やけがをしたとき、該当する症状を画面上で選択していくと、
緊急度に応じた必要な対応（「いますぐ救急車を呼びましょう」、「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」、「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」又は「引き続き、注意して様子をみてください」）が表示されます。
その後、119番通報、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）や、
受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）を
行うことができるようになっています。

1 緊急度の高い症状選択

2 年代選択

3 症状選択
該当する症状を画面上で選択します。

4 結果画面
緊急度に応じた必要な対応が表示されます。
「いますぐ救急車を呼びましょう」
「できるだけ早めに医療機関を受診しましょう」
「緊急ではありませんが医療機関を受診しましょう」
「引き続き、注意して様子をみてください」

画面設定

視覚効果　「明度反転」

文字の大きさ「大」

緊急度の分類説明

ご利用にあたっての注意点

・アプリは、iOS8以上のiPhone端末、Android4.4以上のスマートフォン・タブレット端末でご利用いただけます。
・アプリをご利用していただくための通信料は、ご利用者の負担となります。
・消防庁救急企画室は、お客様への事前の通知なく、理由の如何を問わず、アプリの内容、表示、操作方法、
その他運営方法の変更、またはアプリの提供を中断、終了することができます。この場合、当室はこれにかかる中断・中止について一切責任を負いません。

「iTunes」は、米国及びその他の国々で登録されている Apple Inc. の登録商標です。「IOS」ロゴは、Cisco の米国およびその他の国の登録商標であり、Apple Inc. がライセンスに基づき使用しています。
「Google Play」は、Google Inc. の商標です。「Android」および「Android」ロゴは、Google Inc. の登録商標または商標です。

お問合わせ・サポート

問い合わせメールアドレス　kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp
サポートURL：消防庁のHP　https://www.fdma.go.jp/

出典　総務省消防庁HP
https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html

出典　総務省消防庁HP
https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post9.html

病院に連れていきたいのに移動手段がないときには

受診や入院の際に移動手段や人手が足りないなど、緊急搬送の必要がない場合には、患者等搬送業者などの利用をご検討ください。このような場合には救急自動車は出動できません。

越谷市消防局では一定の要件を満たした事業者を患者等搬送事業者として認定しています。業務内容、料金につきましては、各事業者に直接ご確認ください。

《越谷市内の患者等搬送事業者名簿》　令和5年4月1日現在

事業所名	住所	連絡先
ほほえみ	越谷市赤山町 5-6-5	090-2201-1322
介護タクシーさいたま	越谷市恩間 217-1	048-916-0232
介護タクシーステップ	越谷市北越谷 1-4-2	048-940-1424
株式会社コスモアップル ケアタクシーコスモ	越谷市袋山 684-14	0120-846-294
関東福祉自動車	越谷市弥栄町 4-1-59	048-972-6993
介護・福祉タクシー 正直屋本店営業所	越谷市袋山 786－9	080-3640-0540
ケアサポート　あい	越谷市東大沢 4-15-14	070-6970-1038
かご屋	越谷市中島 629-3	080-8888-5210
ケアタクシー日和(ひより)	越谷市大竹 775-6	080-1372-0808
株式会社　ステイ	越谷市新川町 1-33-1	048-989-4980
介護タクシーほっとスマイル	越谷市宮本町 5-44-3	070-6432-1645

高齢者福祉施設等における救急ガイドブック

令和３年９月発行

令和５年５月一部改正

〒343-0025
埼玉県越谷市大沢二丁目１０番１５号
越谷市消防局救急課
TEL　048-974-0107（直通）

社会福祉施設等での感染症発生時の対応と予防について

越谷市保健所　感染症保健対策課

○感染症対策は、危機管理対策の１つ

福祉施設は多くの人々が利用し、集団生活を営むことから、さまざまな感染症が持ち込まれやすく、施設内でも広がりやすいという側面を持ち合わせています。

対応を間違えると、「対応が遅い」「隠した」などというクレームにつながる恐れもあります。

日ごろからの「予防対策の実施」と「発生時の感染拡大防止対策」が重要になってきます。

○施設で感染症患者が発生すると

利用者の体調不良・・・従事者の業務量の増加

従事者の体調不良・・・感染源となり、利用者にうつす可能性あり
従事者の病休による残った従事者の業務量の増大

二次感染・・・自宅に持ち帰ってしまい、家族へうつす等、戻って新たな感染の元となってしまう

【感染症対策の基本】

感染が成立するためには、この３つの要素が必要です。

1　感染源（病原体の存在）
2　感染経路（うつるルート）
3　感受性のある人（人）

予防対策のポイントは、この３つの要素のどこかを断ち切ることで感染拡大は防止できます。

【基本的な対策】

スタンダード・プリコーション（標準予防策）

「全ての人が何らかの感染症を持っている」という考え方。全ての利用者の体液、血液、皮膚など感染の可能性があると考え対応することである。

具体的な対応時（例）	項目
・　感染の可能性のあるものに触れたとき ・　手袋を外したとき ・　他の患者に触れる前 ・　手の汚れがあったとき ・　配膳の前後	手洗い
・　感染の可能性のあるものに触れるとき ・　便、嘔吐の処理時	手袋
・　咳・痰の多い患者利用者の介護（保育）ケアを行うとき ・　職員に咳・くしゃみのあるとき	マスク
・　衣類が汚れそうなとき	ガウン

○　手指衛生

基本となるもので、手洗いやアルコールによる消毒のことをいう。

	日常的手洗い	衛生的手洗い
方法	水洗い→石鹸での手洗い→すすぎ→乾燥	水洗い→石鹸での手洗い→すすぎ→乾燥→アルコールによる消毒
効果	眼に見える汚れがある場合	眼に見えない汚れの場合
場面	配膳の前後、トイレ等の見守り後など日常生活行為の前後に実施	感染症流行時に日常的手洗いと同様の場面で実施

○発生時の対応

入所者と職員の健康状況の確認
発生日時・発生場所を含む状況の確認
受診状況・診断名、検査実施状況
臨時感染症対策委員会の開催（対策の確認）

初動対応で、「感染拡大」、「感染終息」を左右する

○特に対策が必要な感染症

【入所者・職員に起こりうる感染症】

新型コロナウイルス感染症　・・・発熱・咳・咽頭痛
インフルエンザ・・・咳・鼻汁・唾液
結核・・・咳・痰
感染性胃腸炎・・・嘔吐・下痢
腸管出血性大腸菌感染症・・・下痢・発熱
疥癬・・・皮膚のかゆみ、角質（落屑）

【抵抗力の低い人が罹りやすい感染症】

MRSA 感染症・・・傷・膿・尿
緑膿菌感染症・・・傷・膿・尿
レジオネラ症・・・加湿器・浴室

など

【血液・体液を介する感染症】

B 型肝炎
C 型肝炎
HIV 感染症／AIDS

いつもと違う？　日常の観察が非常に大事

こんな時には、行政への報告が必要です 発生時には、直ちに相談してください。

○行政への報告

社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について
（平成 17 年 2 月 22 日）

一部抜粋

４．社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

５．４の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

※新型コロナウイルス感染症についても、他の感染症や食中毒が発生した場合と同様に、社会福祉施設等の主管部局への報告と、併せて保健所への報告をお願いいたします。

※基準に達するのを待たずに、早めにご相談ください。

感染症の発生時には、感染拡大防止と再発予防の観点から保健所の調査が入る場合もあります。

感染症情報をこまめに入手（公的機関のホームページなど）

その他提出様式など詳しい内容は下記をご参照ください。

感染症集団発生時の報告について（越谷市公式ホームページ）

２次元コードはこちら

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/hokenjo/kansensho/shisetsu_shudankansen.html

感染症に関する報告・相談窓口

越谷市保健所　感染症保健対策課　０４８－９７３－７５３１

食中毒等に関する報告・相談窓口

越谷市保健所　生活衛生課　０４８－９７３－７５３３

更新日：2022年2月21日　　ページ番号は8411です。

越谷市入退院支援ルールについて

Tweet

目 次

入退院支援ルールとは

医療・介護関係者のみなさまへ

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、市内の共通ルールとして、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、「越谷市入退院支援ルール」を作成しました。

入退院支援ルールとは

要介護・要支援者及び退院支援が必要な方が入院または退院するにあたって、病院等と在宅関係者が円滑に連携し、患者情報を共有するための**標準的なルール**のことです。

医療・介護関係者のみなさまへ

- 入退院支援に関わる職種が連携しやすいように**標準的なルール**となっています。
- このルールは、強制力を持つということはありません。利用者（患者）によって対応は異なりますので、その都度関係者間で調整をお願いします。
- ルールの運用後、定期的に状況の確認や評価を行い、必要に応じて関係者間で適宜見直しを行っていきます。
- 「通院・入院時あんしんセット」（越谷市入退院支援ルールP15）について、利用者（患者）とその家族への啓発をお願いします。

越谷市入退院支援ルール冊子

越谷市入退院支援ルール（PDF：3,247KB）

このページに関するお問い合わせ

保健医療部 地域医療課（東越谷十丁目31番地（保健センター2階））
電話：048-972-4777
ファクス：048-972-6244

※　補足説明

●冊子について

・このルールは冊子として作成し、令和４年３月より医療・介護関係者に配布をしております。

・越谷市ホームページにも掲載されておりますが、市民向けに加工をしているため、関係者の皆様には冊子を手に取っていただければと思います。

・冊子は、越谷市医療と介護の連携窓口（電話048-910-9140）で配布をしておりますので、ご連絡をお願いいたします。

更新日：2022年2月14日　　ページ番号は8412です。

「通院・入院時あんしんセット」について

Tweet

目 次

- 「通院・入院時あんしんセット」とは
- チラシの内容

越谷市では、医療機関とケアマネジャーが連携し、市民のみなさまの入退院をスムーズに進められるように取り組んでいます。

「通院・入院時あんしんセット」とは

「通院・入院時あんしんセット」とは、市内の医療・介護関係者で協議し、もしもの時に備えて、事前に必要なものをご自身で分かりやすい袋やケースにまとめて準備ができるようにチラシを作成しました。

市民のみなさまには、「通院・入院時あんしんセット」を準備していただき、ご活用ください。

チラシの内容

（1）通院・入院時にまとめておくと便利なもの

- 医療保険証
- かかりつけ医療機関の診察券
- お薬手帳
- 緊急連絡先
- ケアマネジャーの名刺

- 介護保険証・介護保険負担割合証

(2)　「あんしんセット」とあわせて、救急医療情報キットを活用しましょう

チラシ

「通院・入院時あんしんセット」チラシ（PDF：991KB）

※補足説明

・関係者の皆様には、利用者（患者）が通院や入院時に必要なものをあらかじめ準備しておくように、本人や家族に啓発をお願いします。

・「通院・入院時あんしんセット」のチラシとポスターを作成しました。必要な方は、越谷市医療と介護の連携窓口（電話048-910-9140）で配布しています。また、越谷市ホームページからもダウンロードできます。

このページに関するお問い合わせ

保健医療部 地域医療課（東越谷十丁目31番地（保健センター2階））
電話：048-972-4777
ファクス：048-972-6244

（生活保護法に基づく一般指導）

生活保護法による指定介護機関のみなさまへ

生活保護法による介護扶助の実施にあたっては、生活保護制度の趣旨を十分ご理解いただくとともに、以下の点に留意の上、介護サービスの提供等に努めていただきますようお願いいたします。また、「指定介護機関のしおり」及び「指定後の届出事項」を併せてご確認ください。

（１） 介護券

介護券は、指定介護機関に対しケアプランまたは施設入所契約書に基づき発行します。介護券は１ヶ月単位で発行され、券面には有効期間や生活保護受給者の氏名、受給者番号等が記載されているものです。介護報酬の請求時には、介護券に記載されている情報が必要となりますので、介護券を受領してから、国保連に介護報酬を請求してください。なお、介護券については請求完了後５年間保管してください。

※介護券に記載されている**「公費負担者番号」「本人支払額」「受給者番号」の転記誤りが多くなっています。**介護給付費明細書には、**介護券に記載された番号を毎月確認**のうえ、転記するようにお願いいたします。

転記誤りをしても、いずれも返戻となることはありませんが、公費負担者番号を誤った場合、越谷市以外の福祉事務所が介護扶助費を負担することとなるため過誤申立が必要になります。また、本人支払額を誤って請求した場合も過誤申立が必要となります。受給者番号については、基本的に月毎に変更することはありませんが、世帯状況の変動により受給者番号が変わることがあります。受給者番号を誤った場合、確認作業に支障をきたすため、誤りのないようご協力をお願いします。

（２） 本人支払額

生活保護受給者に一定程度の収入があるために、介護費用の一部を受給者本人が支払う場合があります。このような場合には、その金額が「本人支払額」として介護券に記入されていますので、その金額を生活保護受給者本人から徴収してください。なお、国保連に提出する介護給付費明細書については、「公費分本人負担」の欄に金額を記載し、その金額を差し引いた額を公費請求額として記載してください。

越谷市生活福祉課　介護事務担当
TEL：０４８－９６３－９１６２

指定介護機関のしおり

越谷市福祉事務所

１　生活保護制度について

（１）　生活保護法

生活保護法は、憲法第２５条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として制定された制度です。

（２）　介護扶助

①　介護扶助の給付範囲

介護扶助の給付範囲については、介護保険法に定められた給付内容と同一の内容となります。

②　介護扶助の対象者

生活保護受給者のうち、要介護（要支援）の認定を受けた者、または基本チェックリストにより事業対象者となった者が介護扶助の対象者となります。対象者の区分と費用割合は以下のとおりです。

区分	対象者	費用負担の割合	
第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者	介護保険給付（９割）	**介護扶助（1割）**
第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の、医療保険（社会保険）加入者で、特定16疾病により介護を要する状態にある者	介護保険給付（９割）	**介護扶助（1割）**
被保険者以外の者（被保険者番号がHで始まる者）	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の、医療保険未加入者で、特定16疾病により介護を要する状態にある者	**介護扶助（10割） ※介護保険給付なし**	

③　介護扶助の方法

介護扶助の給付は、原則として現物給付で行われます。指定介護機関は福祉事務所から届く「介護券」に記載された情報をもとに、介護保険給付・介護扶助費の両方をあわせて、国民健康保険団体連合会（国保連）に対して請求することになります。

④　福祉用具購入・住宅改修

福祉用具購入及び住宅改修については、介護保険法の例により支給限度額の範囲内で、必要最小限度の額を給付します。原則として、生活保護受給者からの申請に基づき、生活保護受給者に対して金銭給付することとされています。

２　指定介護機関の遵守事項

指定介護機関は、以下の事項を守っていただくことになります。

（１）　介護担当義務

① 指定介護機関は懇切丁寧に生活保護受給者への介護を担当しなければなりません。

② 「生活保護法第５４条の２第５項において準用する同法第５２条第２項の規定による介護の方針及び介護の報酬」の定めに従わなければなりません。

◎「生活保護法第５４条の２第５項において準用する同法第５２条第２項の規定による介護の方針及び介護の報酬」の内容について（要約）

・特別な居室の提供を行わない。

→生活保護受給者の場合、基本的には多床室を利用することになります。個室の利用に際しては認められない場合がありますので、生活保護受給者を担当するケースワーカーにご相談ください。

・基準費用額を超える居住費（滞在費）・食費の提供を行わない。

→居住費（滞在費）・食費については、生活保護受給者は基準費用額を超える居住費（滞在費）・食費の提供を受けることはできません。また、基準費用額を超える分について、利用者に自己負担させることもできません。

（２）　指導等に従う義務

① 指定介護機関は生活保護受給者の介護について、越谷市長の行う指導に従わなければなりません。

② 指定介護機関に対して実施される個別指導を受けなければなりません。

③ 指定介護機関は、介護サービスの内容及び介護報酬の適否について越谷市長から報告を求められた場合には、報告命令に従わなければなりません。

（３）　届出の義務

指定介護機関は、届け出ている事項に変更等があった場合には、速やかに越谷市長あてに届出を行う必要があります。届出が必要な場合は別紙をご参照ください。

（４）　その他

①　他法優先

介護保険の被保険者である生活保護受給者の場合は、介護保険及び介護扶助が障害者施策に優先しますが、被保険者でない生活保護受給者（被保険者番号が H で始まる者）については、障害者施策が介護保険及び介護扶助に優先します。

この場合には障害者施策で賄いきれない分が介護扶助として利用できます。

② ケアプランの写しの越谷市福祉事務所への提出

介護券を発行する際に必要な書類となりますので、プランを作成した場合は越谷市福祉事務所へ写しの提出をお願いします。

③ プライバシーの保護について

越谷市福祉事務所では、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）の方へ生活保護受給者に関する情報提供を行うにあたり、あらかじめ本人から同意書を徴収するなどして慎重な対応を図っています。被保護者のプライバシー保護について十分な配慮をお願いします。

3　指定介護機関に対する指導及び検査

（1） 指定介護機関に対する指導

① 目的

指定介護機関に対する指導は、生活保護受給者に対する援助の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう、制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

② 対象

すべての指定介護機関

③ 内容及び方法

ア　一般指導

法に基づく命令・告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会・懇談・広報・文書等の方法により行います。

イ　個別指導

本市職員により、生活保護受給者の介護給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿等を閲覧し、懇談指導を行います。なお、個別指導を行ったうえ、特に必要があると認められるときは、生活保護受給者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができるものとなっています。

（2） 指定介護機関に対する検査

① 目的

指定介護機関に対する検査は、生活保護受給者に係る介護サービスの内容及び介護報酬請求の適否を調査して介護の方針を徹底し、介護扶助の適正実施を図ることを目的としています。

② 対象

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関および個別指導を受けることを拒否する指定介護機関。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容または介護報酬請求に不正または不当があると疑うに足りる理由があって、直ちに検査を行う必要がある場合も対象になります。

③ 内容及び方法

生活保護受給者に係る介護サービスの内容及び介護報酬請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表と、介護記録その他の帳簿書類の突合、設備等の調査により実地にて行います。

４　介護報酬の請求手続き

越谷市福祉事務所から送付される介護券に記載されている事項を、介護報酬請求明細書に転記し、国民健康保険団体連合会（国保連）へ請求してください。

（1） 居宅介護支援費・介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の請求

居宅介護支援費・介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費については、介護保険の被保険者である場合は、全額が介護保険から給付されます。

一方、介護保険の被保険者以外の者（被保険者番号が H で始まる者）の場合には、全額が介護扶助で支払われます。この場合には、越谷市福祉事務所に対し、「介護券」の発行を請求してください。

（2） 上記以外の介護サービスの請求

サービス提供事業者、介護保険施設の介護報酬については、越谷市福祉事務所が発行した「介護券」に記載された情報をもとに介護給付費明細書を作成し、国保連へ請求してください。

（3） 介護券

介護券は、指定介護機関に対しケアプランまたは施設入所契約書に基づき発行します。介護券は１ヶ月単位で発行され、券面には有効期間や生活保護受給者の氏名、受給者番号等が記載されているものです。介護報酬の請求時には、介護券に記載されている情報が必要となりますので、介護券を受領してから、国保連に介護報酬を請求してください。なお、介護券については請求完了後５年間保管してください。

※介護券に記載されている「受給者番号」「公費負担者番号」「保険者番号」の転記誤りが多くなっています。介護給付費明細書には、介護券に記載された番号と、介護保険被保険者証に記載された番号を毎月確認のうえ、転記するようにお願いいたします。

（４） 本人支払額

生活保護受給者に一定程度の収入があるために、介護費用の一部を受給者本人が支払う場合があります。このような場合には、その金額が「本人支払額」として介護券に記入されていますので、その金額を生活保護受給者本人から徴収してください。なお、国保連に提出する介護給付費明細書については、「公費分本人負担」の欄に金額を記載し、その金額を差し引いた額を公費請求額として記載してください。

また、本人支払額については、介護保険の被保険者の場合は１５，０００円が上限となります。この金額を超えて介護券に本人支払額が記載されている場合（施設サービスの場合）には、１５，０００円を超えた金額を、①食費②居住費（滞在費）の順番に充当してください。

（５） 食費・居住費（滞在費）の取扱い

食費・居住費（滞在費）については、生活保護受給者に対して基準費用額及び利用者負担限度額を超える費用を請求することはできません。生活保護受給者が介護保険の被保険者である場合には、下表の第１段階の負担額（塗潰し部分）が適用されることになります。

●自己負担の上限額（1日あたり）

利用者負担段階	食費		居住費					
			ユニット型		従来型個室		多床室	
	施設入所	ショートステイ	個室	個室的多床室	特養 短期入所生活介護（ショートステイ）	老健、療養型、介護医療院、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	特養 短期入所生活介護（ショートステイ）	老健、療養型、介護医療院、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
基準費用額	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	855円	377円
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円						
第4段階	軽減対象外（施設との契約額を支払うことになります。）							

※生活保護受給者の場合、原則多床室の利用となります。個室の利用に際しては、事前に福祉事務所との協議が必要となるため、利用前にご相談ください。

※生活保護受給者が被保険者以外の者（被保険者番号がＨから始まる者）である場合には、基準費用額の範囲内で本人と契約した全額が適用されることとなります。

５　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

（１）　同法の趣旨

この制度は、先の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及び特定配偶者（以下、中国残留邦人等）を対象として実施されている制度です。

中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が十分図れない場合に、その本人及び配偶者に給付金（支援給付）が支給される制度です。支援給付は生活保護法に準じた取扱いをすることとなっています。

（２）指定介護機関の指定等

中国残留邦人等に対し介護保険サービスを提供するにあたっては、同法による指定を受ける必要がありますが、同法による指定については、生活保護法による指定を兼ねるものとされているため、事業者が別途申請等を行う必要はありません。

● 指定後の届出事項

生活保護法指定介護機関となった後は、下記の「届出事項一覧」の事由が生じた場合、事由が発生した日から１０日以内に、指定申請と同様、越谷市役所生活福祉課へ届出をしてください。（※郵送可）

届出用紙は生活福祉課に備えてありますが、**越谷市ホームページからもダウンロードが可能です。**

(越谷市ホームページアドレス：https：//www.city.koshigaya.saitama.jp/→「福祉・健康」→「高齢者・介護」→「多様なサポート」→「日常生活に関するサポート」→「社会福祉」)

【 届出事項一覧 】

届 出 を 要 す る 場 合	届出書類
① 介護機関(主たる事務所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	変更届出書
② 介護機関(事業を行う事業所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	
③ 介護機関(主たる事務所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
④ 介護機関(事業を行う事業所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
⑤ 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき	
⑥ 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所に変更があったとき	
※ 他市町村へ所在地変更の場合は、変更前の所在地を所管する福祉事務所に変更届書を提出する(指定する者が変更(知事⇔市長)となる場合は「廃止届書」)。	
⑦ 介護機関を休止したとき	休止届出書
⑧ 休止していた介護機関を再開したとき	再開届出書
⑨ 介護機関の開設者を変更(交代、個人⇔法人等)したとき (吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社⇔株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法人格が同一のため廃止届書は不要だが、名称変更であるため変更届出書が必要。)	廃止届出書
⑩ 介護機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑪ 介護機関を廃止したとき	
⑫ 指定されているサービスの一部を廃止したとき (この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類を併せて記載)	
⑬ 介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき (医療機関(訪問看護ステーションも含む)の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、指定介護機関の廃止届出書の提出が必要)	
⑭ 介護機関の移転により、指定する者(知事・市長)に変更があったとき (知事[さいたま市・川越市・越谷市・川口市以外]⇔市長[さいたま市⇔川越市⇔越谷市⇔川口市])	
⑮ 生活保護法施行規則第 14 条第 3 項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑯ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （30 日以上の予告期間が必要）	辞退届出書

● 指定の更新について

介護保険法では６年ごとに更新申請が必要となりますが、生活保護法においては、更新制度はありません。このため、介護保険法に基づく更新がなされなかった場合には生活保護法において指定基準を満たさないことになるので、辞退届又は廃止届を提出していただくこととなります。

【問合わせ先】 〒343-8501 越谷市越ヶ谷４丁目２番１号
越谷市役所 生活福祉課
電話 048-963-9162

彩の国
埼玉県

介護のお仕事に就いている皆さまへ（令和5年度版）

目指そう 介護のスキルアップ

県立高等技術専門校と職業能力開発センターでは、
介護現場ですぐ役に立つスキルアップ講習を実施しています。
ご自身のスキルアップや資格取得の準備などにぜひご活用ください。

埼玉県マスコット
コバトン＆さいたまっち

♥ 介護スキルアップ講習

講習名	開催日	講習時間	実施校/会場	受講料(円)
感染症の知識と予防対策	6/4(日)、6/11(日)	9:00～16:00	職能センター	2,000
アンガーマネジメント	7/1(土)、7/8(土)	9:00～16:00	職能センター	2,000
	10/7(土)、10/14(土)	9:00～16:00	川越校	2,000
ケアプラン作成のポイント	7/22(土)、7/29(土)	9:00～16:00	職能センター	2,000
介護記録の方法	7/23(日)、7/30(日)	9:00～16:00	職能センター	2,000
高齢者の栄養	9/9(土)、9/16(土)	9:00～16:00	職能センター	2,000
イベント企画とレクリエーション	9/16(土)、9/30(土)	9:00～16:00	職能センター	2,000
看取りのケア	10/22(日)、10/29(日)	9:00～16:00	職能センター	2,000
介護職員向け 業務に活かすスマホ・タブレット(基礎)	11/4(土)、11/18(土)	9:00～16:00	熊谷校	2,000
「口から食べる」を大切にするケア	12/3(日)、12/10(日)	9:00～16:00	職能センター	2,000
介護現場での安全と尊厳	1/14(日)、1/21(日)	9:00～16:00	職能センター	2,000

♥ 介護福祉士の資格取得

講習名	開催日	講習時間	実施校/会場	受講料(円)
介護福祉士試験準備講習	11/12(日)、11/19(日)	9:00～16:00	オンライン	2,000
介護福祉士試験準備講習 (午前試験／福祉・医療分野)	11/11(土)、11/18(土)	9:00～16:00	川口校	2,000
介護福祉士試験準備講習 (午後試験／介護・総合分野)	12/9(土)、12/16(土)	9:00～16:00	川口校	2,000
介護福祉士試験準備講習 (受験直前対策・12時間)	12/16(土)、12/23(土)	9:00～16:00	川越校	2,000
	1/6(土)、1/13(土)	9:00～16:00	秩父分校	2,000
介護福祉士試験準備講習 (受験直前対策・18時間)	1/9(火)、1/11(木)、1/13(土)	9:00～16:00	春日部校	3,000
	1/10(水)、1/11(木)、1/12(金)	9:00～16:00	熊谷校	3,000

♥ 介護支援専門員（ケアマネ）資格取得

講習名	開催日	講習時間	実施校/会場	受講料（円）
介護支援専門員試験準備講習（介護支援分野）	6/17(土)、6/24(土)、7/1(土)	9:00～16:00	秩父校	3,000
	6/29(木)、7/6(木)、7/13(木)	9:00～16:00	熊谷校	3,000
介護支援専門員試験準備講習（保健医療・福祉サービス分野）	8/19(土)、8/26(土)、9/2(土)	9:00～16:00	秩父校	3,000
	8/31(木)、9/7(木)、9/14(木)	9:00～16:00	熊谷校	3,000
介護支援専門員試験準備講習（受験直前対策）	9/10(日)、9/17(日)、9/24(日)	9:00～16:00	川越校	3,000
	9/16(土)、9/23(土)	9:00～16:00	春日部校	2,000

♥ お申し込み

- 直接、講習実施校にインターネットまたは往復はがきでお申し込みください。
- 申込期間は、講習初日の前月1日～10日です。（例：6/9 から始まる講習は、5/1～5/10 に申込みができます。）
- 申し込み受付日が過ぎても募集定員に満たない場合、追加募集をおこなっています。
  詳しくは各実施校ホームページをご確認ください。
- 県内に事業所がある中小企業向けに、企業単位でのお申し込みができる「企業受付制度」もございます。1講習につき1～5名様までお申込みができます。

令和5年度パンフレット

詳細については、埼玉県産業人材育成課のホームページかパンフレットをご覧ください。

♥ オーダーメイド講習・講師派遣型講習

日程や内容など、企業・事業所ごとの要望に応じたオーダーメイド講習を設定することができます。
また、企業等へ講師を派遣することもできます。詳しくはお問い合わせください。
※お近くの高等技術専門校または職業能力開発センターにお電話でご相談ください。

実施校 / 会場	所在地	TEL
中央高等技術専門校	〒362-0053　上尾市戸崎 975	048-781-3241
川口高等技術専門校	〒332-0031　川口市青木 4-4-22	048-251-4481
川越高等技術専門校	〒350-0023　川越市並木 572-1	049-235-7070
熊谷高等技術専門校	〒360-0842　熊谷市新堀新田 522	048-532-6559
熊谷高等技術専門校秩父分校	〒368-0035　秩父市上町 3-21-7	0494-22-1948
春日部高等技術専門校	〒344-0036　春日部市下大増新田 61-1	048-737-3511
職業能力開発センター	〒331-0825　さいたま市北区櫛引町 2-499-11	048-651-3408

このリーフレットに関するお問い合わせやパンフレットご希望の方はこちら

埼玉県産業労働部　産業人材育成課　職業訓練推進担当

TEL 048-830-4598（直通）FAX　048-830-4853

埼玉県　技能講習　検索